

# 千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染 及び災害の発生の防止に関する条例

## 申請及び届出並びに事業に関する手引き 【埋立て・盛土、一時たい積】

2025年5月

千 葉 市 環 境 局  
資 源 循 環 部  
産 業 廃 棄 物 指 導 課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所新庁舎高層棟7階

電話 043-245-5685

FAX 043-245-5477

Mail

sangyohaikibutsu.ENR@city.chiba.lg.jp

# 目 次

|                                                  | ページ |
|--------------------------------------------------|-----|
| ● はじめに                                           | 2   |
| ● 特定事業の流れ（事前協議の概要）                               | 4   |
| ● 特定事業の流れ（許可申請（届出）～事業完了までの概要）                    | 5   |
| ● 事前協議について                                       |     |
| 1 特定事業許可事前協議書の作成・記載要領等                           | 6   |
| 2 特定事業変更許可事前協議書の作成・記載要領等                         | 1 1 |
| 3 特定事業譲受け許可事前協議書の作成・記載要領等                        | 1 2 |
| 4 事前協議書提出後の協議の流れ                                 | 1 4 |
| ● 許可申請・届出について                                    |     |
| 1 特定事業許可申請書の作成・記載要領等                             | 1 5 |
| 2 特定事業届出書の作成・記載要領等                               | 1 8 |
| 3 特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書の作成・記載要領等                  | 2 2 |
| 4 特定事業（一時たい積特定事業）届出書の作成・記載要領等                    | 2 6 |
| 5 特定事業変更許可申請書・特定事業変更届出書の作成・記載要領等                 | 3 0 |
| 6 特定事業譲受け許可申請書の作成・記載要領等                          | 3 2 |
| 7 特定事業譲受け届出書の作成・記載要領等                            | 3 4 |
| ● 特定事業の実施（許可・届出受理後の手続き等）について                     | 3 6 |
| ● 特定事業の相続・廃止・完了・終了等の届出について                       | 3 8 |
| ● 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例及び施行規則      | 4 0 |
| 別表第 1 土砂等の安全基準                                   | 7 1 |
| 別表第 2 構造上の基準                                     | 7 3 |
| 別表第 3 構造上の基準（一時たい積特定事業）                          | 7 4 |
| 別表第 4 他法令に基づく許認可を要する行為                           | 7 5 |
| 別表第 5 境界を明らかにする表示                                | 7 7 |
| ● 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱          | 7 8 |
| ● 特定事業に使用される土砂等の区分（平成 3 年建設省令第 19 号別表第 1）及び主な関係課 | 8 3 |
| ● 提出図書作成例                                        | 8 4 |

## は じ め に

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下、「条例」という。）は、有害物質に汚染された土砂等の埋立てや崩落等の発生を未然に防止し、市民の生活環境を保全することを目的としています。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解して頂くとともに、条例に基づく諸手続きと併せて、その前段に必要な、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱（以下、「指導要綱」という。）で定めた事前協議の手続きに必要な事項等を解説したものです。

条例の目的を十分理解し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生の防止に努めてください。

### 1 土砂等の埋立て等の事業を行う方へ

300平方メートル以上の区域で行う埋立て、盛土又はたい積等を特定事業といい、特定事業を行う場合は、事前に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく許可又は届出が必要です。

条例では、300平方メートル未満の埋立て等を行う場合であっても、安全基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはならないこととしています。

### 2 特定事業の手続き等について

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下、「規則」という。）別表第4（75ページ参照）に該当する事業に伴う特定事業を行う場合は、事前に届出が必要です。

届出対象事業の特定事業区域（300平方メートル以上のもの）とは、事業を行う区域の外からの搬入土による土砂等の埋立て等を行う区域の面積をいいます。

規則別表第4に該当しない特定事業を行う場合は、事前に許可が必要です。

許可対象事業の特定事業区域（300平方メートル以上のもの）とは、実際の土砂等の埋立て等に供する区域の面積（事業を行う区域の外からの搬入土による土砂等の埋立て等を行う区域だけではなく、事業を行う区域の内部で発生した土砂等による埋立て等を行う区域も含まれる）をいいます。

また、特定事業場とは、特定事業区域のほか、搬入路や保安地帯などを含めた特定事業に伴い使用される土地全体をいいます。

※ 条例に基づく特定事業の許可を申請する前に、指導要綱に基づく事前協議を終了していることが必要です。

その他各種法令等の規制を受ける場合には、所要の手続きをしてください。

### 3 許可又は届出の対象外となる事業について

以下の事業については、許可又は届出の対象外の事業です。ただし、安全基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはならない等の、すべての土砂等の埋立て等の事業に適用する条例の規定は、適用されます。

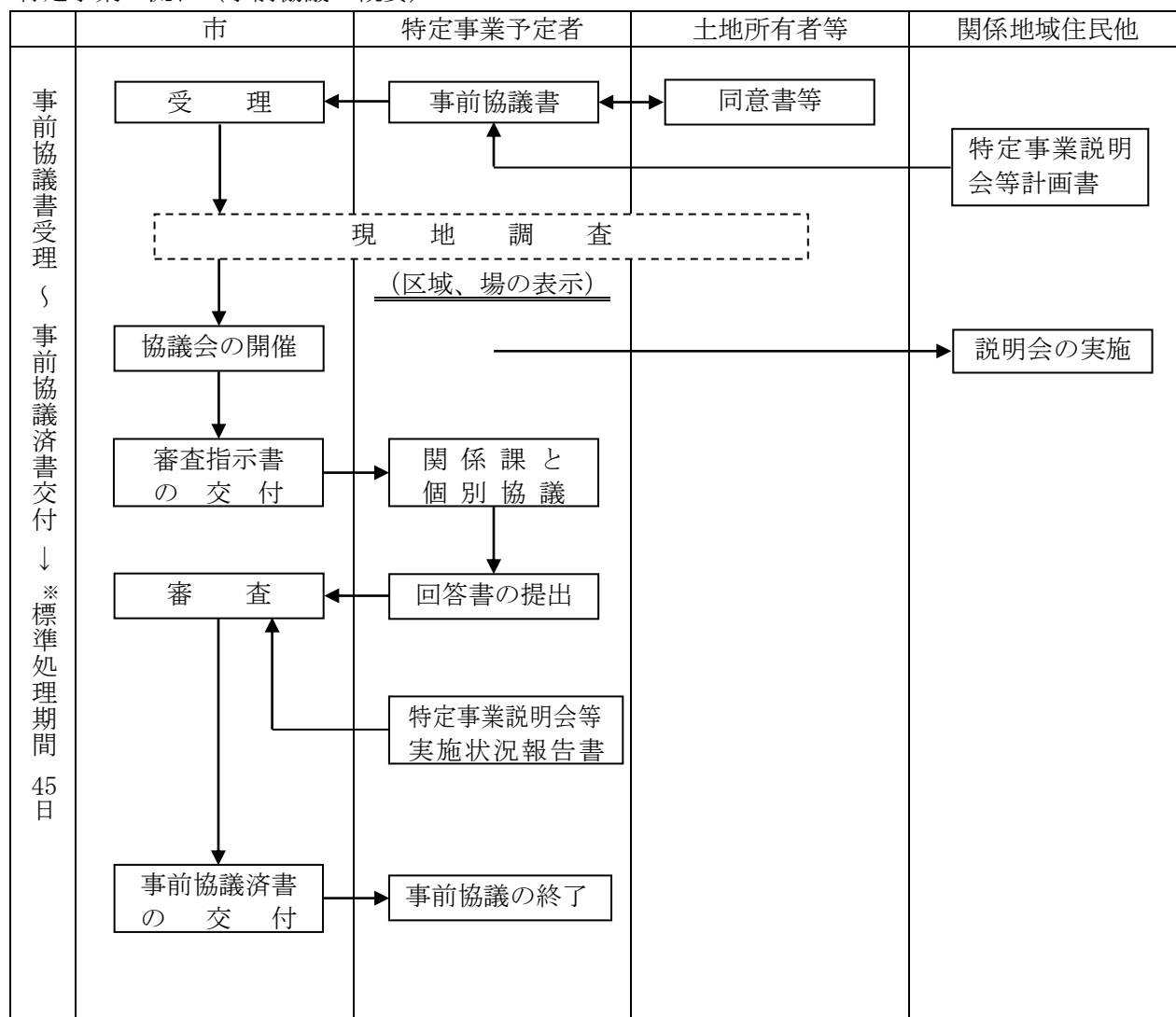
- （1）グラウンド整備等の施設の維持管理の一環として、通常管理行為として行う特定事業
- （2）災害復旧のために必要な応急措置として行う特定事業
- （3）他法令等に基づく処分による義務の履行に伴う特定事業
- （4）廃棄物の最終処分場において行う特定事業

- (5) 土質改良プラントその他の施設の敷地内において、当該施設で化学的に性質を改良した土砂等のみを用いて行う特定事業
- (6) 軽微な農地改良事業として行う特定事業
- (7) 法令等（規則別表第4）の許認可を受けた事業における植栽のための客土のみを用いて行う特定事業
- (8) 建築又は解体工事に伴う地中埋設物（建築の基礎等）の撤去後の埋戻し等

#### 4 その他

- (1) 特定事業（300平方メートル以上の埋立て、盛土及び一時たい積）の内、その面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満の特定事業を「小規模埋立て等」とし、次の事項について緩和措置を設けています。
  - ア 特定事業区域の表土の地質検査の実施に関する事項
  - イ 水質検査場所の設置と水質検査の実施に関する事項
  - ウ 土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための措置に関する事項（一時たい積特定事業以外の特定事業の場合のみ）
  - エ 発生場所ごとに土砂等を区分するための措置に関する事項（一時たい積特定事業の場合のみ）
- (2) 搬入路へ路盤材として使用する鉾滓や碎石、掘削ずりなどは条例対象外ですが、事業完了等の際には完全撤去が必要です。

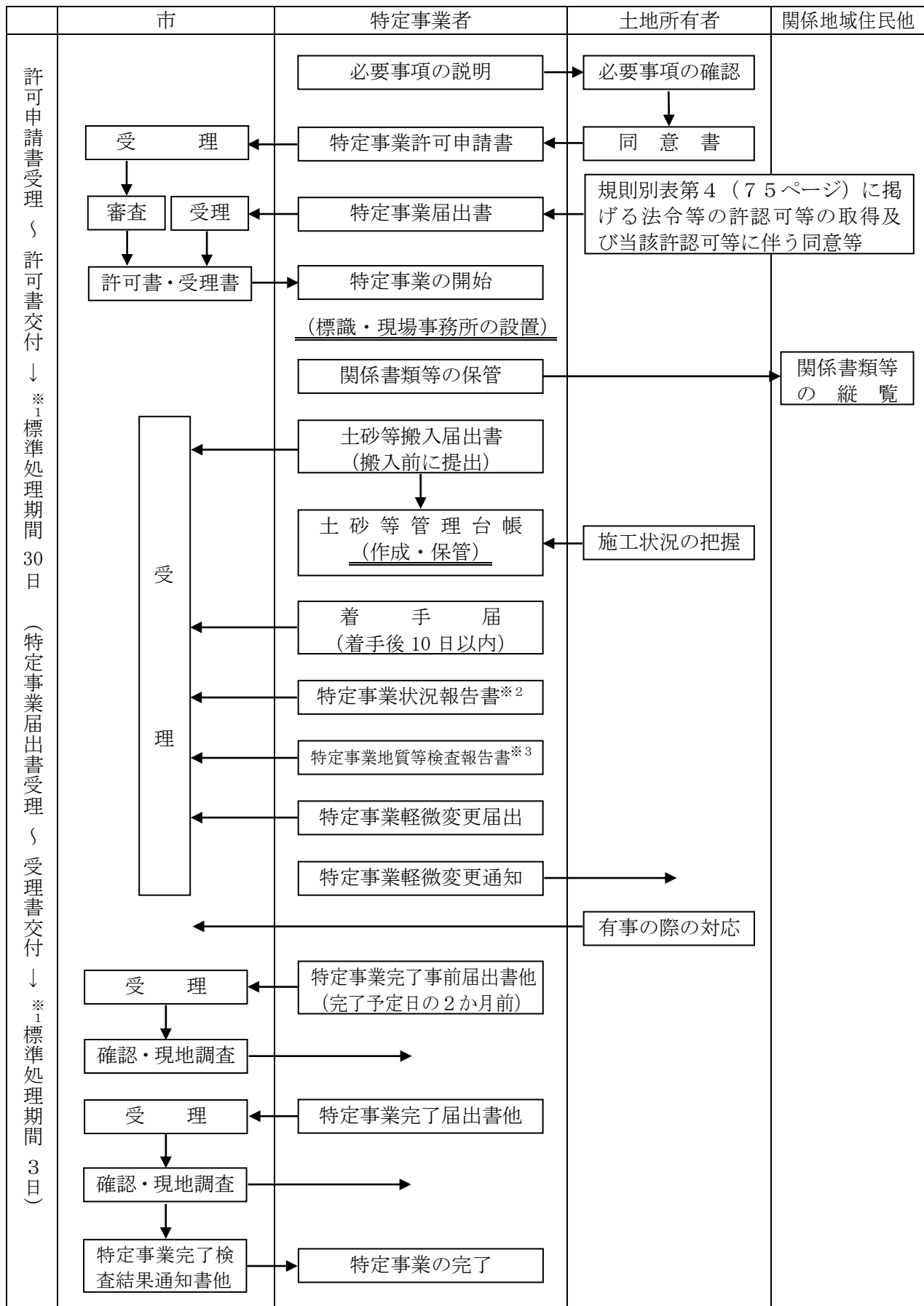
特定事業の流れ（事前協議の概要）



※ 標準処理期間の算定には下記の期間は含みません。

- 1 申請書類の不備等の書類の補正に要する日数
- 2 審査の上で更に関係資料が必要となり、その提出等を求めた場合、応答に要する日数
- 3 土曜日・日曜日・祝日等
- 4 申請者の都合により変更等行う場合の修正等に要する期間
- 5 審査指示書を交付してから事業者が回答書を提出するまでの期間

特定事業の流れ（許可申請（届出）～事業完了までの概要）



※1 標準処理期間については、4ページを参照

※2 6か月ごと（一時的積特定事業は3か月ごと）及び完了時に提出

※3 6か月ごと（一時的積特定事業は3か月ごと）及び完了時に提出（報告のための試料採取は市職員立会いの上で行うこと。また、小規模（3,000㎡未満）事業で一定の条件を満たしていれば地質等検査が免除となる場合があります。）

## 事前協議について

条例に基づく許可申請（変更許可申請、譲受け許可申請）を行う前に、指導要綱に基づく事前協議書を提出し、所要の手続きを終了していることが必要です。ただし、他法令に基づく許認可等に際し当該事前協議と同等以上の手続きが実施されたと認められる場合は、事前協議書の提出は免除されます。また、届出対象事業（規則別表第4（75ページ参照）に掲げる事業）についても、事前協議書の提出は免除されます。

### 1 特定事業許可事前協議書（様式第1号）の作成・記載要領等

#### （1）作成要領

- ア 事前協議書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- イ 事前協議書に添付する書類の目次を作成してください。その場合、別紙1（9ページ）と同等の「特定事業（変更）許可事前協議書提出書類一覧」を作成し、この順で製本の上、提出してください。
- ウ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部、関係課配布用22部（関係課配布用の提出部数は、特定事業の計画内容により変更となる場合があります。）です（副本及び関係課配布用は写しでも可とします。また、副本は後日特定事業予定者に控え用として返却します。）。
- エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格A列4判で作成してください。
- オ 土地（法人）の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書は3か月以内に作成されたものを添付してください。
- カ 特定事業区域に係る現況地盤の土砂等が安全であるかどうか、事前に事業区域面積に応じた数の地質検査の実施が必要です。  
（ただし、特定事業区域の面積が、3,000平方メートル未満の場合は免除されます。）

| 特定事業区域面積              | 検体数   |
|-----------------------|-------|
| 0.3ha～1ha 未満          | 2 検体  |
| 1 ha～2 ha 未満          | 3 検体  |
| 以降 1 ha ごとに 1 検体ずつ増やす |       |
| 10ha 以上               | 12 検体 |

#### （2）記載要領（表面）

- ア 特定事業予定者  
特定事業の許可申請を予定している事業者の住所・氏名等を記載し、実印を押印してください。
- イ 特定事業の目的  
該当する項目を○で囲んでください。
- ウ 特定事業区域の位置  
土砂等の埋立て等に伴う区域のうち、代表的な位置を表示し、その他は「(他○○筆)」と表示してください。
- エ 特定事業区域の面積  
特定事業区域全体の実測面積を記載してください。
- オ 特定事業場の面積  
特定事業場の全体の実測面積を記載してください。

カ 特定事業区域の土地の内訳

地番ごとの特定事業区域の内容を記載してください。土地所有者の住所、氏名は公簿上の内容とし、区域区分は都市計画法第7条第1項で定める区域区分を記載してください。欄が不足する場合は、同様の表を作成し、別紙として添付してください。

キ 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地の内訳

特定事業場から特定事業区域を除いた、地番ごとの内容を記載してください。土地所有者の住所、氏名は公簿上の内容とし、区域区分は都市計画法第7条第1項で定める区域区分を記載してください。欄が不足する場合は、同様の表を作成し、別紙として添付してください。

(3) 記載要領（裏面）

・事業概要

特定事業の概要を簡潔に記載してください。

・特定事業に使用される土砂等の量

実測の平面図や断面図により計算した土砂等の量を記載してください。

・特定事業の予定期間

事前協議から許可となるまでの期間を考慮に入れて計画した上で、特定事業を行う期間を記載してください。また、一時たい積を除く特定事業の場合は、原則として3年以内に完了する期間とします。

・特定事業に使用される土砂等の発生場所

特定事業に使用する土砂等の発生場所を記載してください。

・特定事業に使用される土砂等の区分

特定事業に使用する土砂等の区分（平成3年建設省令第19号別表1（85ページ参照）の区分）を記載してください。

・特定事業に使用される1日の搬入車両台数及び量

特定事業の期間における、最大時の1日の搬入車両台数及び規格並びに土量を記載してください。

・特定事業に使用される機械の種類及び台数

特定事業に実際使用される機械の種類及び台数を記載してください。

・跡地利用計画

特定事業完了後の跡地利用について記載してください。

・現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

現場事務所を設置する場合にあっては、当該現場事務所の場所を記載してください。また、特定事業に供する施設を設置する場合は、その計画について記載してください。

・関係書類等の縦覧場所

申請書等を縦覧できる場所の住所を記載してください。

(4) 添付書類について

ア (25) に示す同意書（様式第3号）は、特定事業場の存在する筆と接する全ての土地所有者（耕作者を含む。）の同意書が必要です。なお、同意者の住所又は氏名が、土地登記事項証明書の記載内容と異なる場合には、土地所有権を有する者であることを証する書面を添付してください。

イ (26) に示す説明会計画書（様式第11号）は、特定事業場の周辺の状況（住宅や公共施設等）が判明できる図面に、特定事業場から300mの範囲を明示したものを添付してください。

ウ (27) に示すその他市長が必要と認めるものとして、湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地、及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等の排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面を提出してください。さらに沈砂池(調整池)等の施設が必要な場合には、容量計算書及び構造図等の図面も提出してください。

エ 代理人が事前協議を行う場合は、当該代理人の権限を証する書面(事前協議書と同じ押印のあるもの)を添付してください。

※ 上記以外の添付書類については、特定事業許可申請書又は特定事業(一時たい積特定事業)許可申請書の添付書類と同様です。詳細については特定事業許可申請書又は特定事業(一時たい積特定事業)許可申請書の作成・記載要領等(3)添付書類について(16ページ又は24ページ)を参照してください。

| No | 提出書類                                                                                                        |                                               | 特定事業                    |                       | 特定事業<br>(一時たい積<br>特定事業) |                       | 様式番号<br>又は<br>【記載例掲載頁】           |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|----------------------------------|
|    |                                                                                                             |                                               | 小規模<br>以外※ <sup>1</sup> | 小規模<br>※ <sup>1</sup> | 小規模<br>以外※ <sup>1</sup> | 小規模<br>※ <sup>1</sup> |                                  |
|    | 特定事業許可事前協議書                                                                                                 |                                               | ○                       | ○                     | ○                       | ○                     | (要綱) 様式第 1 号                     |
|    | 委任状                                                                                                         |                                               | △                       | △                     | △                       | △                     |                                  |
| 1  | 住民票の写し※ <sup>2</sup> (法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書) 及び印鑑登録証明書                                                      |                                               | ○                       | ○                     | ○                       | ○                     |                                  |
| 2  | 特定事業場の位置図及び付近の見取図 (2, 500 分の 1 程度)                                                                          |                                               | ○                       | ○                     | ○                       | ○                     | 【85 ページ】                         |
| 3  | 搬入経路図 (2, 500 分の 1 程度)                                                                                      |                                               | ○                       | ○                     |                         |                       | 【85 ページ】                         |
| 4  | 搬入・搬出経路図 (2, 500 分の 1 程度)                                                                                   |                                               |                         |                       | ○                       | ○                     | 【85 ページ】                         |
| 5  | 特定事業の施工前後の構造が確認できる特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図 (250 分の 1 ～ 500 分の 1 程度)                                           |                                               | ○                       | ○                     |                         |                       | 【86 ページ】<br>【87 ページ】<br>【88 ページ】 |
| 6  | 特定事業の施工中、土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できる特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図 (250 分の 1 ～ 500 分の 1 程度)                       |                                               |                         |                       | ○                       | ○                     | 【89 ページ】<br>【90 ページ】             |
| 7  | 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図 (250 分の 1 ～ 500 分の 1 程度)                                                      |                                               | ○                       | ○                     | ○                       | ○                     | 【87 ページ】<br>又は<br>【89 ページ】       |
| 8  | 現場責任者の氏名及び職名、現場責任者であることを証する書面、住民票の写し※ <sup>2</sup> 及び写真                                                     |                                               | ○                       | ○                     | ○                       | ○                     | 「現場責任者<br>説明事項」                  |
| 9  | 表土の採取地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調査及び地質分析 (濃度) 結果証明書                                                               |                                               | ○                       |                       |                         |                       | (規則) 様式第 4 号<br>(規則) 様式第 5 号     |
| 10 | 表土とたい積土砂等が遮断される構造でない場合                                                                                      | 表土の採取地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調査及び地質分析 (濃度) 結果証明書 |                         |                       | □                       |                       | (規則) 様式第 4 号<br>(規則) 様式第 5 号     |
|    | 表土とたい積土砂等が遮断される構造である場合                                                                                      | 遮断されていることを示す構造図 (20 分の 1 ～ 50 分の 1 程度)        |                         |                       | □                       |                       |                                  |
| 11 | 特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置 (水質検査用施設設置個所の表示)                                                            |                                               | ○                       |                       | ○                       |                       |                                  |
| 12 | 排水施設を設置する場合にあっては、集水区域を示す図面 (2, 500 分の 1 程度)、排水計画図 (500 分の 1 程度)、構造図 (20 分の 1 ～ 50 分の 1 程度) 及び第 7 条の規定による計算書 |                                               | △                       | △                     | △                       | △                     |                                  |
| 13 | 土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置 (20 分の 1 ～ 50 分の 1 程度)                                                          |                                               |                         |                       | ○                       |                       |                                  |
| 14 | 安定計算を行った場合には、その書面                                                                                           |                                               | △                       | △                     | △                       | △                     |                                  |
| 15 | 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図、背面図 (20 分の 1 ～ 50 分の 1 程度) 及び構造計算書 (背面図は擁壁の裏面の構造が判明できること。)                           |                                               | △                       | △                     | △                       | △                     |                                  |

|    |                                                                                                                                                                  |   |   |   |   |                                                                                     |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 16 | 施工中に区域外への土砂等の崩落、飛散等による災害の発生を防止するための必要な措置(図面にあっては 20 分の 1～50 分の 1 程度)                                                                                             | ○ |   |   |   | 【 9 5 ページ】                                                                          |
| 17 | 特定事業に使用される土砂等の量の計算書                                                                                                                                              | ○ | ○ |   |   |                                                                                     |
| 18 | たい積が最大になった場合のたい積土砂等の量の計算書                                                                                                                                        |   |   | ○ | ○ |                                                                                     |
| 19 | 特定事業場及び特定事業区域の実測図(求積図・求積表)(250 分の 1 程度)                                                                                                                          | ○ | ○ | ○ | ○ |                                                                                     |
| 20 | 特定事業場及び特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し(公図の写しは、地目、地積、土地所有者の住所、氏名を記入し、また特定事業区域と特定事業場の範囲を明示すること。複数枚にまたがる場合は合成公図も作成すること。)                                                   | ○ | ○ | ○ | ○ |                                                                                     |
| 21 | 特定事業場の土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し(公図の写しは、地目、地積、土地所有者の住所、氏名を記入し、特定事業場の範囲を明示すること。複数枚にまたがる場合は合成公図も作成すること。)                                                             | ○ | ○ | ○ | ○ |                                                                                     |
| 22 | 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合にあつては、特定事業区域内土地使用同意書若しくは特定事業(一時たい積特定事業)区域内土地使用同意書若しくは特定事業区域(小規模)土地使用同意書若しくは特定事業(小規模一時たい積)区域内土地使用同意書及びこれらの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は承諾書若しくは契約書の写し | △ | △ | △ | △ | (規則)様式第 2 号の 2<br>(規則)様式第 2 号の 3<br>(規則)様式第 2 号の 4<br>(規則)様式第 2 号の 5<br>(要綱)様式第 2 号 |
| 23 | 特定事業区域内の土地につき特定事業の施工の妨げとなる権利者がいる場合にあつては、特定事業区域内施工同意書及びこの書面に押印した者の印鑑登録証明書又は特定事業施工承諾書の写し                                                                           | △ | △ | △ | △ | (規則)様式第 2 号の 7<br>(要綱)様式第 2 号の 2                                                    |
| 24 | 特定事業場(特定事業区域を除く。)の土地が自己所有でない場合にあつては、特定事業場(特定事業区域を除く)内土地利用同意書及びこの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し                                                        | △ | △ | △ | △ | (規則)様式第 2 号の 6<br>(要綱)様式第 2 号の 3                                                    |
| 25 | 特定事業場の隣接土地所有者(農地の場合は、耕作者を含む。)の同意書                                                                                                                                | ○ | ○ | ○ | ○ | (要綱)様式第 3 号                                                                         |
| 26 | 第 5 条に規定する説明会の開催に関する計画書                                                                                                                                          | ○ | ○ | ○ | ○ | (要綱)様式第 1 1 号                                                                       |
| 27 | 湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面、さらに沈砂池(調整池)等の施設が必要な場合は、容量計算書及び構造図等の図面                                 | △ | △ | △ | △ |                                                                                     |

注) 特定事業欄中、○印は必須、斜線は不要、△は条件に該当する場合必須、□は選択を示す。

- ※ 1 小規模以外：土砂等の埋立て等に限る区域の面積が 3, 0 0 0 m<sup>2</sup>以上の特定事業  
小 規 模：土砂等の埋立て等に限る区域の面積が 3 0 0 m<sup>2</sup>以上 3, 0 0 0 m<sup>2</sup>未満の特定事業
- ※ 2 本市内の住民に限り添付を省略することができます。省略する場合、住民登録関係情報については、住民基本台帳法及び千葉県個人情報保護条例の規定に基づき、本市の関係機関に、調査、照会させていただきます。

## 2 特定事業変更許可事前協議書（様式第1号の2）の作成・記載要領等

### （1）作成要領

- ア 事前協議書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- イ 事前協議書に添付する書類の目次を作成してください。
- ウ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部、関係課配布用22部（関係課配布用の提出部数は、特定事業の計画内容により変更となる場合があります。）です。なお、副本及び関係課配布用は写しでも可とします。また、副本は後日特定事業予定者に控え用として返却します。
- エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格A列4判で作成してください。
- オ 土地の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書は3か月以内に発行されたものを添付してください。
- カ 特定事業区域を拡大する場合は、拡大する特定事業区域に係る現況地盤の土砂等が安全であるかどうか、事前に事業区域面積に応じた数の地質検査の実施が必要です（特定事業区域の面積が、3,000平方メートル未満の場合は免除されます。）。

| 特定事業区域面積              | 検体数   |
|-----------------------|-------|
| 0.3ha～1ha 未満          | 2 検体  |
| 1 ha～2 ha 未満          | 3 検体  |
| 以降 1 ha ごとに 1 検体ずつ増やす |       |
| 10ha 以上               | 12 検体 |

### （2）記載要領

- ア 特定事業予定者  
特定事業の変更許可申請を予定している事業者の住所・氏名等を記載し、実印を押印してください。
- イ 変更する事項の内容及び変更内容  
変更前と変更後の内容及び理由を記載してください。

### （3）添付書類について

- ア 特定事業の許可申請事項の変更に係る書類及び図面を、特定事業変更許可事前協議書裏面の「添付書類」の順に目次を作成し、添付してください。ただし、特定事業場の位置図及び付近の見取図は、変更する事項にかかわらず添付してください。
- イ 代理人が事前協議を行う場合は、当該代理人の権限を証する書面（事前協議書と同じ押印のあるもの）を添付してください。

### 3 特定事業譲受け許可事前協議書（様式第1号の3）の作成・記載要領等

#### （1）作成要領

- ア 事前協議書及び添付書類については、フラットファイル等で製本してください。
- イ 事前協議書に添付する書類の目次を作成してください。  
その場合、別紙2（13ページ参照）と同等の「特定事業譲受け許可事前協議書提出書類一覧」を作成し、この順で製本の上、提出してください。
- ウ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部、関係課配布用21部（関係課配布用の提出部数は、特定事業の計画内容により変更となる場合があります。）です。なお、副本及び関係課配布用は写しでも可とします。また、副本は後日特定事業予定者に控え用として返却します。
- エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格A列4判で作成してください。
- オ 土地（法人）の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書は3か月以内に発行されたものを添付してください。

#### （2）記載要領

- ア 特定事業予定者  
特定事業の譲受け許可申請を予定している事業者の住所・氏名等を記載し、実印を押印してください。
- イ 特定事業の許可及び特定事業区域の位置  
譲受けの相手方が取得している許可内容を記載してください。
- ウ 譲受けの相手方の氏名及び住所  
譲受けの相手方の氏名及び住所を記載してください。
- エ 現場責任者の氏名及び職名  
現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載してください。ただし、他の特定事業場と兼務することはできません。
- オ 譲受けの理由  
譲受けの理由を記載してください。

#### （3）添付書類について

- ア （4）に示す特定事業（許可、変更許可、譲受け許可）決定通知書の写しについては、譲受けの相手方が許可を取得した決定通知書の写しを添付してください。
- イ 代理人が事前協議を行う場合は、当該代理人の権限を証する書面（事前協議書と同じ押印のあるもの）を添付してください。

※ 上記以外の添付書類については、特定事業許可申請書又は特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書の添付書類と同様です。詳細については特定事業許可申請書又は特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書の作成・記載要領等（3）添付書類について（16ページ又は24ページ）を参照してください。

| No | 提出書類                                                                                                                                                                   | 特定事業        |           | 特定事業<br>(一時たい積特定事業) |           | 様式番号<br>又は<br>【記載例掲載ページ】                                                   |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----------|---------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------|
|    |                                                                                                                                                                        | 小規模<br>以外※1 | 小規模<br>※1 | 小規模<br>以外※1         | 小規模<br>※1 |                                                                            |
|    | 特定事業譲受け許可事前協議書                                                                                                                                                         | ○           | ○         | ○                   | ○         | (要綱) 様式第1号の3                                                               |
|    | 委任状                                                                                                                                                                    | △           | △         | △                   | △         |                                                                            |
| 1  | 住民票の写し※2 (法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書) 及び印鑑登録証明書                                                                                                                             | ○           | ○         | ○                   | ○         |                                                                            |
| 2  | 譲受けの相手方と特定事業者間において譲り受けをすることを示す書面                                                                                                                                       | ○           | ○         | ○                   | ○         |                                                                            |
| 3  | 特定事業場の位置図及び付近の見取図 (2,500分の1程度)                                                                                                                                         | ○           | ○         | ○                   | ○         | 【85ページ】                                                                    |
| 4  | 譲受けの相手方が受けている特定事業 (許可、変更許可、譲受け許可) 決定通知書の写し                                                                                                                             | ○           | ○         | ○                   | ○         |                                                                            |
| 5  | 特定事業場及び特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し (公図の写しは、地目、地積、土地所有者の住所、氏名を記入し、また特定事業区域と特定事業場の範囲を明示すること。複数枚にまたがる場合は合成公図も作成すること。)                                                        | ○           | ○         | ○                   | ○         |                                                                            |
| 6  | 特定事業場の土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し (公図の写しは、地目、地積、土地所有者の住所、氏名を記入し、特定事業場の範囲を明示すること。複数枚にまたがる場合は合成公図も作成すること。)                                                                  | ○           | ○         | ○                   | ○         |                                                                            |
| 7  | 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合にあっては、特定事業区域内土地使用同意書若しくは特定事業 (一時たい積特定事業) 区域内土地使用同意書若しくは特定事業区域 (小規模) 土地使用同意書若しくは特定事業 (小規模一時たい積) 区域内土地使用同意書及びこれらの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は承諾書若しくは契約書の写し | △           | △         | △                   | △         | (規則) 様式第2号の2<br>(規則) 様式第2号の3<br>(規則) 様式第2号の4<br>(規則) 様式第2号の5<br>(要綱) 様式第2号 |
| 8  | 特定事業区域内の土地につき特定事業の施工の妨げとなる権利者がいる場合にあっては、は特定事業区域内施工同意書及びこの書面に押印した者の印鑑登録証明書又特定事業施工承諾書の写し                                                                                 | △           | △         | △                   | △         | (規則) 様式第2号の7<br>(要綱) 様式第2号の2                                               |
| 9  | 特定事業場 (特定事業区域を除く。) の土地が自己所有でない場合にあっては、特定事業場 (特定事業区域を除く) 内土地利用同意書及びこの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し                                                          | △           | △         | △                   | △         | (規則) 様式第2号の6<br>(要綱) 様式第2号の3                                               |
| 10 | 特定事業場の隣接土地所有者 (農地の場合は、耕作者を含む。) の同意書                                                                                                                                    | ○           | ○         | ○                   | ○         | (要綱) 様式第3号                                                                 |
| 11 | 現場責任者の氏名及び職名、現場責任者であることを証する書面、住民票※2の写し及び写真                                                                                                                             | ○           | ○         | ○                   | ○         | 「現場責任者説明事項」                                                                |
| 12 | 第5条に規定する説明会の開催に関する計画書                                                                                                                                                  | ○           | ○         | ○                   | ○         | (要綱) 様式第11号                                                                |

注) 特定事業欄中、○印は必須、斜線は不要、△は条件に該当する場合必須、□は選択を示す。

※1 小規模以外：土砂等の埋立て等に限る区域の面積が3,000㎡以上の特定事業

小規模：土砂等の埋立て等に限る区域の面積が300㎡以上3,000㎡未満の特定事業

※2 本市内の住民に限り添付を省略することができます。省略する場合、住民登録関係情報については、住民基本台帳法及び千葉県個人情報保護条例の規定に基づき、本市の関係機関に、調査、照会させていただきます。

#### 4 事前協議書提出後の協議の流れ

##### (1) 現地調査

事前に特定事業区域及び特定事業場の区域を杭等により明示しておいてください。

##### (2) 審査指示書の交付

審査指示書で指示のある関係課（機関）（85ページ参照）と個別に協議を行い、その結果を審査指示事項調整済回答書（様式第6号）として提出してください（別紙の回答内容は作成例（86ページ）を参照してください。）。

##### (3) 特定事業説明会等実施状況報告書

関係地域住民に対し開催した説明会の結果を、特定事業説明会等実施状況報告書（様式第10号）により事前協議終了までに提出してください。

##### (4) 事前協議済書の交付

最終的に関係地域住民、関係課を含め回答等に問題がなければ、特定事業（変更・譲受け）許可事前協議済書により協議が終了したことを通知します。

##### (5) 小規模埋立て等の場合の免除事項

ア 特定事業区域の表土の地質検査の実施に関する事項

イ 水質検査場所の設置と水質検査の実施に関する事項

ウ 土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための措置（図面）（一時たい積特定事業以外の特定事業の場合）

エ 発生場所ごとに土砂等を区分するための措置（一時たい積特定事業の場合）

##### (6) 事前協議の有効期間

事前協議の有効期間は1年間とします。ただし、関係課の指導により、継続的に協議調整が行われている場合は、協議継続中として有効となる場合があります。

## 許可申請・届出について

### 1 特定事業許可申請書（様式第3号）の作成・記載要領等

#### （1）作成要領

- ア 申請書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。
- イ 申請書に添付する書類の目次を作成してください。  
その場合、別紙3（21ページ参照）と同等の「特定事業許可申請書提出書類一覧（以下「書類一覧」という。）」を作成し、この順で製本の上申請してください。
- ウ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部です。なお副本は、後日申請者に控え用として返却します。
- エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格A列4判で作成してください。
- オ 土地（法人）の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書は、事前協議で添付したものの写しを使用することはできません。
- カ 特定事業区域に係る現況地盤の土砂等が安全であるかどうか、事前に地質検査の実施が必要ですが、事前協議において特定事業区域の表土の地質の状況について既に測定を実施している場合は、その結果の写しを使用することもできます。  
（特定事業区域の面積が、3,000平方メートル未満の場合は免除されます。）

| 特定事業区域面積           | 検体数   |
|--------------------|-------|
| 0.3ha～1ha 未満       | 2 検体  |
| 1 ha～2ha 未満        | 3 検体  |
| 以降1ha ごとに1 検体ずつ増やす |       |
| 10ha 以上            | 12 検体 |

#### （2）記載要領

- ア 申請者  
特定事業を行おうとする者の住所・氏名等を記載し、実印を押印してください。
- イ 特定事業区域の位置及び面積  
土砂等の埋立て等に供する区域のうち、代表的な位置を表示し、その他は「（他〇〇筆）」と表示してください。  
特定事業場（特定事業区域に搬入路や保安地帯などを含めた、特定事業に伴い使用される土地全体）及び特定事業区域の面積については、実測面積を記載してください。  
申請書の別紙1「特定事業場及び特定事業区域地番一覧」を作成してください。
- ウ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置  
申請書裏面の添付書類8（書類一覧 No7）に当該事項を追加記載することもできます。なお、現場事務所を特定事業場の区域以外とする場合は、その位置図を添付してください。
- エ 現場責任者の氏名及び職名  
現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載してください。ただし、他の特定事業場と兼務することはできません。
- オ 特定事業区域の表土の地質の状況  
特定事業区域の面積に応じて、規則第4条第7項に従って採取、分析し、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書（様式第4号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第5号）を申請書裏面の添付書類12（書類一覧 No11）に示してください。  
（特定事業区域が3,000平方メートル未満の場合は免除されます。免除を受ける場合は、当該欄に斜線を入れてください。）

- カ 特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間  
搬入する土砂等の量を積算した土量計算書（申請書裏面の添付書類 1 3（書類一覧 No12））を基にした数量を記載してください。  
期間は特定事業を施工する期間とし、最長 3 年までです。
- キ 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造  
特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造の図面として、申請書裏面の添付書類 9（書類一覧 No7）に当該事項を追加記載することもできます。
- ク 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項  
申請書に添付する別紙 2「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」を作成してください。
- ケ 法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合にあっては代表者の氏名  
申請者が未成年の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載してください。  
なお、法定代理人が法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載してください。（該当しない場合は、当該欄に斜線を入れてください。）
- コ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置  
水質検査用の排水溝、排水ます等の施設を設置する位置を平面図に記載してください。  
（特定事業区域が 3, 0 0 0 平方メートル未満の場合は免除されます。免除を受ける場合は、当該欄に斜線を入れてください。）
- サ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置  
土砂等の崩落、飛散、流出及び安全対策について記載してください。  
（特定事業区域が 3, 0 0 0 平方メートル未満の場合は免除されます。免除を受ける場合にあっては、当該欄に斜線を入れてください。）
- シ 特定事業の目的  
該当する項目を○で囲んでください。
- ス 関係書類等の縦覧場所  
申請書裏面の添付書類 8（書類一覧 No7）に当該事項を追加記載することもできます。  
なお、現場事務所を特定事業場の区域以外とする場合は、その位置図を添付してください。

（3）添付書類について（行頭の番号は、申請書裏面の添付書類の番号を示す）

- 1, 4 住民票の写し※（法人の場合は登記事項証明書及び役員の住民票の写し）及び申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書（3 か月以内に発行されたもの。）
- 2 誓約書
- 3 法定代理人の住民票の写し※（法人の場合は登記事項証明書及び役員の住民票の写し）（3 か月以内に発行されたもの。）
- 5 申請者が法人である場合においては株主又は出資者（発行済み株式総数又は出資額の 1 0 0 分の 5 以上）の住民票の写し
- 6 申請者に使用人がある場合はその者の住民票の写し

※1, 3, 4, 5, 6 の住民票の写しについては、本市内の住民に限り添付を省略することができます。省略する場合、住民登録関係情報については、住民基本台帳法及び千葉県個人情報保護条例の規定に基づき、本市の関係機関に、調査、照会させていただきます。その際にふりがな及び生年月日を確認させていただきます。

- 7 特定事業場の周辺の状況（住宅や公共施設等）が判明できる図面とし、特定事業場の予定地を図上に太線等で囲んでください（縮尺2, 500分の1程度）。
- 8, 9 施工前後の構造が確認できるものとし、構造は規則別表第2（75ページ参照）を遵守し、のり面保護方法等を記載してください。
- また平面図には、特定事業区域及び特定事業場と隣地との境界杭等を明示し、現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置を記載してください（縮尺250分の1～500分の1程度）。
- 10, 11 特定事業場並びに特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写しで3か月以内に発行されたものとし、また、公図の写しには、特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業場及び特定事業区域並びに特定事業場隣接地に地目、地積、所有者の住所・氏名を記入し、複数枚にわたる場合は合成公図を作成してください。
- 12 特定事業区域の面積に応じて、規則第4条第7項に従って採取、分析し、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書（様式第4号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第5号）を添付してください。
- 13 搬入する土砂等の量を積算した土量計算書を添付してください。
- 14 安定計算を行った場合には、当該安定計算を記載した書面を添付してください。
- 15 擁壁の断面図、背面図（両図とも縮尺20分の1～50分の1程度）を添付してください（背面図は、擁壁の裏面の構造が判明できるものであること。）。
- 16 擁壁の安定性や部材の応力度等の検討等により、当該擁壁の安全性が確認できる書面を添付してください。
- 17 特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応を明確にした現場組織表を示し、使用する機械や資材、工事種別ごとの施工方法を記載し、必要に応じ図面等を作成してください。また、各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表を添付してください。
- 18 当該特定事業場の現場責任者であることが確認できるものとします。
- 19 ・ 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合は、特定事業区域内土地使用同意書又は特定事業区域内（小規模）土地使用同意書及び押印した印鑑の印鑑登録証明書
- （所有権移転の仮登記や売買予定等で条件付所有権移転等の登記がされている場合には、当該土地が自己所有かどうかに関わらず、当該権利者からの特定事業区域内土地使用同意書又は特定事業区域内（小規模）土地使用同意書が必要です。）
- ・ 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地が自己所有でない場合は、特定事業場（特定事業区域を除く）土地利用同意書及び押印した印鑑の印鑑登録証明書
  - ・ 特定事業の施工の妨げとなる権利者（地上権、永小作権、質権又は賃借権）の特定事業区域内施工同意書及び押印した印鑑の印鑑登録証明書
  - ・ 行政機関が所有又は管理する土地の場合は、許認可書、許可申請書の写し（受付印があるものに限る。）又はその他の施工同意を証明できる書面を添付してください。
- 注）** 各種同意書の同意者の住所又は氏名が、土地の登記事項証明書の記載内容と異なる場合は、土地所有権を有する者であることを証する書面を添付してください。また、同意書に添付する証明書は3か月以内に発行されたもの（事前協議書に原本証明により写しを添付した証明書については、この限りではない。）とします。
- 20 特定事業説明会等実施状況報告書に説明会の開催状況（説明概要、住民要望等）を記載します。開催できなかった場合はその理由と対応状況を記載します。
- 21, 22 実測図（縮尺250分の1程度）とします。

- 23 搬入経路図を作成してください。この場合において、添付書類 7（書類一覧 No6）に当該事項を追加記載することもできます。
- 24 ・ 湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地、及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面を作成してください。さらに、沈砂池（調整池）等の施設が必要な場合には、容量計算書及び構造図等の図面を添付してください。
- ・ 代理人が許可申請を行う場合には、当該代理人の権限を証する書面（許可申請書と同じ押印のあるもの）を添付してください。

(4) 許可申請手数料について

| 項 目    | 単位  | 特 定 事 業 区 域 の 面 積                             |                         |
|--------|-----|-----------------------------------------------|-------------------------|
|        |     | 300 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満 | 3,000 m <sup>2</sup> 以上 |
| 新規許可申請 | 1 件 | 33,000 円                                      | 48,000 円                |

2 特定事業届出書（様式第 6 号の 2）の作成・記載要領等

(1) 作成要領

- ア 届出書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。
- イ 届出書に添付する書類の目次を作成してください。
- その場合、別紙 3（20 ページ参照）と同等の「特定事業届出書提出書類一覧（以下「書類一覧」という。）」を作成し、この順で製本の上届出をしてください。
- ウ 提出部数は、正本（原本）1 部、副本 1 部の 2 部です。なお副本は、後日届出者に控え用として返却します。
- エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格 A 列 4 判で作成してください。
- オ 特定事業区域に係る現況地盤の土砂等が安全であるかどうか、事前に地質検査の実施が必要です。

（特定事業区域の面積が、3,000 平方メートル未満の場合は免除されます。）

| 特定事業区域面積              | 検体数   |
|-----------------------|-------|
| 0.3ha～1 ha 未満         | 2 検体  |
| 1 ha～2ha 未満           | 3 検体  |
| 以降 1 ha ごとに 1 検体ずつ増やす |       |
| 10ha 以上               | 12 検体 |

(2) 記載要領

- ア 届出者  
特定事業を行おうとする者の住所・氏名等を記載し、押印してください。
- イ 特定事業区域の位置及び面積  
土砂等の埋立て等に従事する区域のうち、代表的な位置を表示し、その他は「(他〇〇筆)」と表示してください。
- 特定事業場（特定事業区域に搬入路や保安地帯などを含めた特定事業に伴い使用する土地全体）及び特定事業区域の面積については、実測面積を記載してください。
- 届出書の別紙 1 「特定事業場及び特定事業区域地番一覧」を作成してください。
- ウ 現場事務所その他特定事業に従事する施設の設置計画及び位置  
届出書裏面の添付書類 2（書類一覧 No7）に当該事項を追加記載することもできます。なお、現場事務所を特定事業場の区域以外とする場合は、その位置図を添付してください。

- エ 現場責任者の氏名及び職名  
現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載してください。
- オ 特定事業区域の表土の地質の状況  
特定事業区域の面積に応じて、規則第4条第7項に従って採取、分析し、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書（様式第4号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第5号）を届出書裏面の添付書類4（書類一覧No11）に示してください。  
（特定事業区域が3,000平方メートル未満の場合は免除されます。免除を受ける場合は、当該欄に斜線を入れてください。）
- カ 特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間  
搬入する土砂等の量を積算した土量計算書（届出書裏面の添付書類5（書類一覧No12））を基にした数量を記載してください。  
期間は、特定事業を施工する期間とします。
- キ 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造  
特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造の図面として、届出書裏面の添付書類2（書類一覧No7）に当該事項を追加記載することもできます。
- ク 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項  
届出書に添付されている別紙2「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」を作成してください。
- ケ 法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合にあっては代表者の氏名  
届出者が未成年の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載してください。  
なお、法定代理人が法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載してください。（該当しない場合は、当該欄に斜線を入れてください。）
- コ 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置  
水質検査用の排水溝、排水ます等の施設を設置する位置を平面図に記載してください。  
（特定事業区域が3,000平方メートル未満の場合は免除されます。免除を受ける場合は、当該欄に斜線を入れてください。）
- サ 特定事業の目的  
該当する項目を○で囲んでください。
- シ 特定事業が条例第9条第1項第3号の規定により法令等に基づく許認可等を要する行為に係る当該法令等の題名  
該当する法令等の名称を記載してください。
- ス 関係書類等の縦覧場所  
申請書裏面の添付書類2（書類一覧No7）に当該事項を追加記載することもできます。  
なお、関係書類等の縦覧場所を特定事業場の区域以外とする場合には、その位置図を添付してください。
- (3) 添付書類について（行頭の番号は、届出書裏面の添付書類の番号を示す）
- 1 特定事業場の周辺の状況（住宅や公共施設等）が判明できる図面とし、特定事業場の予定地を図上に太線等で囲んでください。（縮尺2,500分の1程度）
  - 2、3 施工前後の構造が確認できる図面を添付してください。  
また平面図には、特定事業区域及び特定事業場と隣地との境界杭等を明示し、現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置を記載してください（縮尺250分の1～500分の1程度）。

- 4 特定事業区域の面積に応じて、規則第4条第7項に従って採取、分析し、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書（様式第4号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第5号）を添付してください。
- 5 搬入する土砂等の量を積算した土量計算書を添付してください。
- 6 実測図（縮尺250分の1程度）を作成してください。
- 7 該当する法令の許可証等の写しを添付してください。
- 8 代理人が届出を行う場合には、当該代理人の権限を証する書面（届出書と同じ押印のあるもの）を添付してください。

特定事業許可申請書（届出書）提出書類一覧

別紙 3

| NO | 事 項 又 は 書 類 等                                                                                                                |               | ①許可申請       |           | ②届 出        |           | 様式番号<br>又は<br>【記載例掲載頁】        |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------------------------|
|    |                                                                                                                              |               | 小規模<br>以外※1 | 小規模<br>※1 | 小規模<br>以外※1 | 小規模<br>※1 |                               |
|    | ①「特定事業許可申請書」又は②「特定事業届出書」                                                                                                     |               | ○           | ○         | ○           | ○         | ①第3号                          |
|    | 委任状                                                                                                                          |               | △           | △         | △           | △         | ②第6号の2                        |
|    | 誓約書                                                                                                                          |               | ○           | ○         | —           | —         | 第3号の2                         |
|    | 特定事業場及び特定事業区域地番一覧                                                                                                            |               | ○           | ○         | ○           | ○         | 別紙1                           |
|    | 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項                                                                                                     |               | ○           | ○         | ○           | ○         | 別紙2                           |
| 1  | 住民票の写し※2（法人の場合は登記事項証明書及び役員の住民票の写し）                                                                                           |               | ○           | ○         |             |           |                               |
| 2  | 印鑑登録証明書                                                                                                                      |               | ○           | ○         |             |           |                               |
| 3  | 法定代理人の住民票の写し※2（申請者が未成年の場合）                                                                                                   |               | △           | △         |             |           |                               |
| 4  | 申請者が法人である場合においては株主又は出資者（発行済み株式総数又は出資額の100分の5以上）の住民票の写し                                                                       |               | ○           | ○         |             |           |                               |
| 5  | 申請者に使用人がある場合はその者の住民票の写し                                                                                                      |               | ○           | ○         |             |           |                               |
| 6  | 特定事業場の位置図及び付近の見取図（2500分の1程度）                                                                                                 |               | ○           | ○         | ○           | ○         | 【85ページ】                       |
| 7  | 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業が完了した場合の構造の図面を含む）（250分の1～500分の1程度）                                                                |               | ○           | ○         | ○           | ○         | 【86ページ】<br>【87ページ】<br>【88ページ】 |
|    | 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置図                                                                                                 |               | ○           | ○         | ○           | ○         | 【87ページ】                       |
| 8  | 特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置（水質検査用施設設置箇所の表示）                                                                              |               | ○           |           | ○           |           |                               |
| 9  | 特定事業区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置（図面にあっては20分の1～50分の1程度）                                                        |               | ○           |           |             |           | 【95ページ】                       |
| 10 | 特定事業場及び特定事業区域の土地の登記事項証明書並びに公図の写し（公図の写しは、特定事業場の隣接地を含め、地目、地積、土地所有者の住所、氏名を記入し、また特定事業区域と特定事業場の範囲を明示すること。複数枚にまたがる場合は合成公図も作成すること。） |               | ○           | ○         |             |           |                               |
| 11 | 特定事業区域の<br>表土の地質検査                                                                                                           | 採取地点位置図       | ○           |           | ○           |           |                               |
|    |                                                                                                                              | 現場写真          | ○           |           | ○           |           |                               |
|    |                                                                                                                              | 検査試料採取調査書     | ○           |           | ○           |           | 第4号                           |
|    |                                                                                                                              | 地質分析（濃度）結果証明書 | ○           |           | ○           |           | 第5号                           |
| 12 | 土砂等の予定量の計算書                                                                                                                  |               | ○           | ○         | ○           | ○         |                               |
| 13 | 安定計算を行った場合には、その書面                                                                                                            |               | △           | △         |             |           |                               |
|    | 擁壁を用いる場合にあっては、断面図背面図                                                                                                         |               | △           | △         |             |           |                               |
|    | 鉄筋又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては所要の図面                                                                                             |               | △           | △         |             |           |                               |
| 14 | 特定事業施工計画書                                                                                                                    |               | ○           | ○         |             |           | 【91ページ】                       |
| 15 | 別表4に掲げる行為に該当することを証する書面（開発行為許可通知書、林地開発許可通知書等）                                                                                 |               |             |           | ○           | ○         |                               |
| 16 | 現場責任者であることを証する書面                                                                                                             |               | ○           | ○         |             |           | 「現場責任者説明事項」                   |
| 17 | 特定事業区域内土地使用同意書及び印鑑登録証明書                                                                                                      |               | ○           |           |             |           | 第2号の2                         |
|    | 特定事業区域内（小規模）土地使用同意書及び印鑑登録証明書                                                                                                 |               |             | ○         |             |           | 第2号の4                         |
|    | 特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書及び印鑑登録証明書                                                                                            |               | ○           | ○         |             |           | 第2号の6                         |
|    | 特定事業区域内施工同意書及び印鑑登録証明書                                                                                                        |               | ○           | ○         |             |           | 第2号の7                         |
| 18 | 特定事業区域の実測図（求積図・求積表）                                                                                                          |               | ○           | ○         | ○           | ○         |                               |
|    | 特定事業場の実測図（求積図・求積表）                                                                                                           |               | ○           | ○         |             |           |                               |
| 19 | 搬入経路図                                                                                                                        |               | ○           | ○         |             |           | 【85ページ】                       |
| 20 | 湧水、雨水等対応措置                                                                                                                   |               | △           | △         |             |           |                               |
| 21 | 特定事業説明会等実施状況報告書                                                                                                              |               | ○           | ○         |             |           | 第5号の2                         |

注) 特定事業欄中、○印は必須、斜線は不要、△は条件に該当する場合必須を示す。

※1 小規模以外：土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000㎡以上の特定事業

小規模：土砂等の埋立て等に供する区域の面積が300㎡以上3,000㎡未満の特定事業

※2 本市内の住民に限り添付を省略することができます。省略する場合、住民登録関係情報については、住民基本台帳法及び千葉市個人情報保護条例の規定に基づき、本市の関係機関に、調査、照会させていただきます。

### 3 特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書（様式第6号）の作成・記載要領等

#### （1）作成要領

ア 申請書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。

イ 申請書に添付される書類についての目次を作成してください。

その場合、別紙4（28ページ参照）と同様の「特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書提出書類一覧（以下「書類一覧」という。）」を作成し、この順で製本の上申請してください。

ウ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部です。なお副本は、後日申請者に控え用として返却します。

エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格A列4判で作成してください。

オ 土地（法人）の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書は、事前協議で添付したものの写しを使用することはできません。

カ 特定事業区域に係る現況地盤の土砂等が安全であるかどうか、事前に地質検査の実施が必要です。事前協議において特定事業区域の表土の地質の状況について既に測定を実施している場合は、その結果の写しを使用することができます。

（特定事業区域の面積が、3,000平方メートル未満の場合は免除されます。）

| 特定事業区域面積          | 検体数   |
|-------------------|-------|
| 0.3ha～1ha 未満      | 2 検体  |
| 1 ha～2 ha 未満      | 3 検体  |
| 以降1ha ごとに1検体ずつ増やす |       |
| 10ha 以上           | 12 検体 |

#### （2）記載要領

ア 申請者

特定事業を行おうとする者の住所・氏名等を記載し、実印を押印してください。

イ 特定事業区域の位置及び面積

土砂等のたい積に供する区域のうち、代表的な位置を表示し、その他は（他〇〇筆）に表示してください。

特定事業場（特定事業区域に搬入路や保安地帯などを含めた特定事業に伴い使用される区域全体）及び特定事業区域の面積については、実測面積を記載してください。

申請書の別紙1「特定事業場及び特定事業区域地番一覧」を作成してください。

ウ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

申請書裏面の添付書類8（書類一覧 No7）に当該事項を追加記載することもできます。なお、現場事務所を特定事業場の区域以外とする場合は、その位置図を添付してください。

エ 現場責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載してください。ただし、他の特定事業場と兼務することはできません。

オ 特定事業区域の表土の地質の状況

特定事業区域の面積に応じて、規則第4条第7項に従って採取、分析し、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書（様式第4号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第5号）を申請書裏面の添付書類12（書類一覧 No8）に示してください。（特定事業区域が3,000平方メートル未満の場合は免除されます。免除を受ける場合にあっては、当該欄に斜線を入れてください。）

なお、表土とたい積土砂等が遮断される場合にあっては、遮断されることを示す構造図（縮尺250分の1～500分の1程度）を申請書裏面の添付書類13（書類一覧 No8）に示してください。

- カ 特定事業に使用される土砂等の搬入、搬出予定量  
年間及び1日平均の土砂等の搬入予定量を記載するとともに、別紙2「特定事業に使用される土砂等の搬入計画」に関する事項を作成してください。
- キ 特定事業の期間  
特定事業を施工する期間とします。特定事業に供する土地が自己の所有でない場合にあっては、当該土地についての借地等に関する使用権原の明らかな書類の契約期間としてください。
- ク 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積構造  
構造は規則別表第3（76ページ参照）のとおりとし、たい積が最大になった場合の構造が確認できる平面図、断面図を作成してください。また、特定事業区域にたい積できる土砂等の量の計算書を添付してください。この場合において申請書裏面の添付書類8（書類一覧No7）に当該事項を追加記載することもできます。
- ケ 法定代理人の氏名及び住所  
申請者が未成年の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載してください。（該当しない場合は、当該欄に斜線を入れてください。）
- コ 特定事業に供する施設及び特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造  
排水溝、排水ます等を平面図に記載し、排水の測定位置を明らかにしてください。（特定事業区域が3,000平方メートル未満の場合は免除されます。免除を受ける場合にあっては、当該欄に斜線を入れてください。）
- サ 特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置  
土砂等の発生場所ごとに区分してたい積することが確認できる図面又は、立面図等に工法等を記載してください。（特定事業区域が3,000平方メートル未満の場合は免除されます。免除を受ける場合には、当該欄に斜線を入れてください。）
- シ 関係書類等の縦覧場所  
申請書裏面の添付書類8（書類一覧No7）に当該事項を追加記載することもできます。なお、現場事務所を特定事業場の区域以外とする場合は、その位置図を添付してください。
- (3) 添付書類について（行頭の番号は、申請書裏面の添付書類の番号を示す）
- 1, 4 住民票の写し※（法人の場合は登記事項証明書及び役員の住民票の写し）及び申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書（3か月以内に発行されたもの。）
  - 2 誓約書
  - 3 法定代理人の住民票の写し※（法人の場合は登記事項証明書及び役員の住民票の写し）（3か月以内に発行されたもの。）
  - 5 申請者が法人である場合においては株主又は出資者（発行済み株式総数又は出資額の100分の5以上）の住民票の写し
  - 6 申請者に使用人がある場合はその者の住民票の写し
- ※1, 3, 4, 5, 6の住民票の写しについては、本市内の住民に限り添付を省略することができます。省略する場合、住民登録関係情報については、住民基本台帳法及び千葉県個人情報保護条例の規定に基づき、本市の関係機関に、調査、照会させていただきます。その際にふりがな及び生年月日を確認させていただきます。
- 7 特定事業場の周辺の状況（住宅や公共施設等）が判明できる図面とし、特定事業場の予定地を図上に太線等で囲んでください（縮尺2,500分の1程度）。

- 8, 9 特定事業場及び特定区域の平面図、断面図（土砂等のたい積が最大になった場合の構造が確認できるものとし、構造は別表第3（施行規則第5条第2項）を遵守してください。（縮尺250分の1～500分の1程度））及び特定事業区域にたい積できる土砂等の量の計算書を添付してください。
- 10, 11 特定事業場及び特定事業区域の土地登記事項証明書並びに公図の写しで3か月以内に作成されたものとし、また、公図の写しにあっては、特定事業場及び特定事業区域を明示し、特定事業場、特定事業区域及び特定事業場隣接地に地目、地積及び土地所有者の住所・氏名を記入し、複数枚にまたがる場合は合成公図も作成してください。
- 12 特定事業区域の面積に応じて、規則第4条第7項に従って採取、分析し、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書（様式第4号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第5号）を添付してください。
- 13 表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、構造が判明する断面図を添付してください。（縮尺250分の1～500分の1程度）
- 14 当該特定事業場の現場責任者であることを確認できるものとし、
- 15 ・ 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合は、特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書又は特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書及びこれらの同意書に押印した印鑑の印鑑登録証明書  
（所有権移転の仮登記や売買予定等で条件付所有権移転等の登記がされている場合には、当該土地が自己所有かどうかに関わらず、当該権利者からの特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書又は特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書が必要です。）
- ・ 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地が自己所有でない場合は、特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書及び押印した印鑑の印鑑登録証明書
  - ・ 特定事業の施工の妨げとなる権利者（地上権、永小作権、質権又は賃借権）の特定事業区域内施工同意書及び押印した印鑑の印鑑登録証明書
  - ・ 行政機関が所有又は管理する土地の場合は、許認可書、許可申請書の写し（受付印があるものに限る。）又はその他施工同意を証明できる書面を添付してください。
- 注）** 各種同意書の同意者の住所又は氏名が、土地の登記事項証明書の記載内容と異なる場合は、土地所有権を有する者であることを証する書面を添付してください。また、同意書に添付する証明書は3か月以内に発行されたもの（事前協議書に原本証明により写しを添付した証明書については、この限りではない。）とします。
- 16 **特定事業説明会等実施状況報告書に説明会の開催状況（説明概要、住民要望等）を記載します。開催できなかった場合はその理由と対応状況を記載します。**
- 17, 18 実測図（縮尺250分の1程度）とします。
- 19 搬入・搬出経路図を作成してください。この場合において、添付書類7（書類一覧No6）に当該事項を追加記載することもできます。
- 20 ・ 湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地、及び自然排水を遮断するような地形構造の場合には、暗渠排水施設の設置等、排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面を作成してください。さらに、沈砂池（調整池）等の施設が必要な場合は、容量計算書及び構造図等の図面も提出してください。
- ・ 代理人が許可申請を行う場合には、当該代理人の権限を証する書面（許可申請書と同じ押印のあるもの）を添付してください。

(4) 許可申請手数料について

| 項 目    | 単位  | 特 定 事 業 区 域 の 面 積                             |                         |
|--------|-----|-----------------------------------------------|-------------------------|
|        |     | 300 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満 | 3,000 m <sup>2</sup> 以上 |
| 新規許可申請 | 1 件 | 33,000 円                                      | 48,000 円                |

#### 4 特定事業（一時たい積特定事業）届出書（様式第6号の3）作成・記載要領等

##### （1）作成要領

ア 届出書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。

イ 届出書に添付される書類についての目次を作成してください。

その場合、別紙4（29ページ参照）と同等の「特定事業（一時たい積特定事業）届出書提出書類一覧（以下「書類一覧」という。）」を作成し、この順で製本の上届出してください。

ウ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部です。なお副本は、後日届出者に控え用として返却します。

エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格A列4判で作成してください。

オ 特定事業区域に係る現況地盤の土砂等が安全であるかどうか、事前に地質検査の実施が必要となりますが、事前協議において特定事業区域の表土の地質の状況について既に測定を実施している場合にあっては、その結果の写しを使用することができます。（特定事業区域の面積が、3, 000平方メートル未満の場合は免除されます。）

| 特定事業区域面積          | 検体数   |
|-------------------|-------|
| 0.3ha～1ha 未満      | 2 検体  |
| 1 ha～2 ha 未満      | 3 検体  |
| 以降1ha ごとに1検体ずつ増やす |       |
| 10ha 以上           | 12 検体 |

##### （2）記載要領

ア 届出者

特定事業を行おうとする者の住所・氏名等を記載し、押印してください。

イ 特定事業区域の位置及び面積

土砂等のたい積に供する区域のうち、代表的な位置を表示し、その他は「（他〇〇筆）」と表示してください。

特定事業場（特定事業区域に搬入路や保安地帯などを含めた、特定事業に伴い使用される区域全体）及び特定事業区域の面積については、実測面積を記載してください。

届出書の別紙1「特定事業場及び特定事業区域地番一覧」を作成してください。

ウ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

届出書裏面の添付書類2（書類一覧 No7）に当該事項を追加記載することもできます。なお、現場事務所を特定事業場の区域以外とする場合は、その位置図を添付してください。

エ 現場責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載してください。

オ 特定事業区域の表土の地質の状況

特定事業区域の面積に応じて、規則第4条第7項に従い採取、分析し、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書（様式第4号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第5号）を届出書裏面の添付書類4（書類一覧 No8）に示してください。

（特定事業区域が3, 000平方メートル未満の場合は免除されます。免除を受ける場合には、当該欄に斜線を入れてください。）

なお、表土とたい積土砂等が遮断される場合にあっては、遮断されることを示す構造図（縮尺250分の1～500分の1程度）を届出書裏面の添付書類5（書類一覧 No6）に示してください。

- カ 特定事業に使用される土砂等の搬入、搬出予定量  
年間及び1日平均の土砂等の搬入予定量を記載するとともに、別紙2「特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項」を作成してください。
- キ 特定事業の期間  
特定事業を施工する期間としてください。
- ク 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積構造  
構造は規則別表第3（76ページ参照）のとおりとし、たい積が最大になった場合の構造が確認できる平面図、断面図を作成してください。また、特定事業区域にたい積できる土砂等の量の計算書を添付してください。届出書裏面の添付書類2（書類一覧No7）に当該事項を追加記載することもできます。
- ケ 法定代理人の氏名及び住所  
届出者が未成年の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載してください。（該当しない場合は、当該欄に斜線を入れてください。）
- コ 特定事業に供する施設及び特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造  
排水溝、排水ます等を平面図に記載し、排水の測定位置を明らかにしてください。（特定事業区域が3,000平方メートル未満の場合は免除されます。免除を受ける場合には、当該欄に斜線を入れてください。）
- サ 特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置  
土砂等の発生場所ごとに区分してたい積することが確認できる図面又は、立面図等に工法等を記載してください。（特定事業区域が3,000平方メートル未満の場合は免除されます。免除を受ける場合にあっては、当該欄に斜線を入れてください。）
- シ 特定事業が条例第9条第1項第3号の規定により法令等に基づく許認可等を要する行為に係る当該法令の名称  
該当する法令等の名称を記載してください。
- ス 関係書類等の縦覧場所  
届出書裏面の添付書類2（書類一覧No7）に当該事項を追加記載することもできます。なお、関係書類等の縦覧場所を特定事業場の区域以外とする場合は、その位置図を添付してください。

(3) 添付書類について（行頭の番号は、届出書裏面の添付書類の番号を示す）

- 1 特定事業場の周辺の状況（住宅や公共施設等）が判明できる図面とし、特定事業場の予定地を図上に太線等で囲ってください。（縮尺2,500分の1程度）
- 2,3 土砂等のたい積が最大になった場合の構造が確認できる特定事業場及び特定区域の平面図、断面図を添付してください。（縮尺250分の1～500分の1程度）また、特定事業区域にたい積できる土砂等の量の計算書を添付してください。
- 4 特定事業区域の面積に応じて、規則第4条第7項に従って採取、分析し、採取した地点の位置図及び写真並びに検査試料採取調書（様式第4号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第5号）を添付してください。
- 5 表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、構造が判明する断面図を添付してください。（縮尺250分の1～500分の1程度）
- 6 実測図（縮尺250分の1程度）を作成してください。
- 7 該当する法令の許可証等の写しを添付してください。
- 8 代理人が届出を行う場合には、当該代理人の権限を証する書面（届出書と同じ押印のあるもの）を添付してください。

| NO | 事 項 又 は 書 類 等                                                                                                               |               | ①許可申請       |           | ②届 出        |           | 様式番号<br>又は<br>【記載例掲載ページ】 |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------|-----------|-------------|-----------|--------------------------|
|    |                                                                                                                             |               | 小規模<br>以外※1 | 小規模<br>※1 | 小規模<br>以外※1 | 小規模<br>※1 |                          |
|    | ①「特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書」又は<br>②「特定事業（一時たい積特定事業）届出書」                                                                          |               | ○           | ○         | ○           | ○         | ①第6号<br>②第6号の3           |
|    | 委任状                                                                                                                         |               | △           | △         | △           | △         |                          |
|    | 誓約書                                                                                                                         |               | ○           | ○         | △           | △         | 第3号の2                    |
|    | 特定事業場及び特定事業区域地番一覧                                                                                                           |               | ○           | ○         | ○           | ○         | 別紙1                      |
|    | 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項                                                                                                    |               | ○           | ○         | ○           | ○         | 別紙2                      |
| 1  | 住民票の写し※2又は法人の登記事項証明書                                                                                                        |               | ○           | ○         | △           | △         |                          |
| 2  | 印鑑登録証明書                                                                                                                     |               | ○           | ○         | △           | △         |                          |
| 3  | 法定代理人の住民票の写し※2（申請者が未成年の場合）                                                                                                  |               | △           | △         | △           | △         |                          |
| 4  | 申請者が法人である場合においては株主又は出資者（発行済み株式総数又は出資額の100分の5以上）の住民票の写し                                                                      |               | ○           | ○         | △           | △         |                          |
| 5  | 申請者に使用人がある場合はその者の住民票の写し                                                                                                     |               | ○           | ○         | △           | △         |                          |
| 6  | 特定事業場の位置図及び付近の見取図（2500分の1程度）                                                                                                |               | ○           | ○         | ○           | ○         | 【85ページ】                  |
| 7  | 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（たい積が最大になった場合の当該たい積の構造が確認できるもの）（250分の1～500分の1程度）                                                      |               | ○           | ○         | ○           | ○         | 【89ページ】<br>【90ページ】       |
|    | 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置図                                                                                                |               | ○           | △         | ○           | △         | 【89ページ】                  |
| 8  | 特定事業区域の表土の地質検査<br>（表土とたい積土砂等が遮断されていない場合）                                                                                    | 採取地点位置図       | □           | △         | □           | △         |                          |
|    |                                                                                                                             | 現場写真          | □           | △         | □           | △         |                          |
|    |                                                                                                                             | 検査試料採取調書      | □           | △         | □           | △         | 第4号                      |
|    |                                                                                                                             | 地質分析（濃度）結果証明書 | □           | △         | □           | △         | 第5号                      |
|    | 表土とたい積土砂等が遮断される場合にあつてはその構造図（20分の1～50分の1程度）                                                                                  |               | □           | □         | □           | □         |                          |
| 9  | 特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置（水質検査用施設設置箇所の表示）                                                                             |               | ○           | △         | ○           | △         |                          |
| 10 | 土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置（図面にあつては20分の1～50分の1程度）                                                                           |               | ○           | △         | ○           | △         |                          |
| 11 | 別表4に掲げる行為に該当することを証する書面（開発行為許可通知書、林地開発許可通知書等）                                                                                |               | △           | △         | ○           | ○         |                          |
| 12 | 特定事業場及び特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し（公図の写しは、特定事業場の隣接地を含め、地目、地積、土地所有者の住所、氏名を記入し、また特定事業区域と特定事業場の範囲を明示すること。複数枚にまたがる場合は合成公図も作成すること。） |               | ○           | ○         | △           | △         |                          |
| 13 | 現場責任者であることを証する書面                                                                                                            |               | ○           | ○         | △           | △         | 「現場責任者説明事項」              |
| 14 | 特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書及び印鑑登録証明書                                                                                          |               | ○           | △         | △           | △         | 第2号の3                    |
|    | 特定事業区域内（小規模一時たい積）土地使用同意書及び印鑑登録証明書                                                                                           |               | △           | ○         | △           | △         | 第2号の5                    |
|    | 特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書及び印鑑登録証明書                                                                                           |               | ○           | ○         | △           | △         | 第2号の6                    |
|    | 特定事業区域内施工同意書及び印鑑登録証明書                                                                                                       |               | ○           | ○         | △           | △         | 第2号の7                    |
| 15 | 特定事業区域の実測図（求積図・求積表）                                                                                                         |               | ○           | ○         | ○           | ○         |                          |
|    | 特定事業場の実測図（求積図・求積表）                                                                                                          |               | ○           | ○         | △           | △         |                          |
| 16 | 搬入・搬出経路図                                                                                                                    |               | ○           | ○         | △           | △         | 【85ページ】                  |
| 17 | 湧水、雨水等対応措置                                                                                                                  |               | △           | △         | △           | △         |                          |
| 18 | 特定事業説明会等実施状況報告書                                                                                                             |               | ○           | ○         | △           | △         | 第5号の2                    |

注） 特定事業欄中、○印は必須、斜線は不要、△は条件に該当する場合必須、□は選択を示す。

- ※ 1 小規模以外：土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000㎡以上の特定事業  
小規模：土砂等の埋立て等に供する区域の面積が300㎡以上3,000㎡未満の特定事業
- ※ 2 本市内の住民に限り添付を省略することができます。省略する場合、住民登録関係情報については、住民基本台帳法及び千葉県個人情報保護条例の規定に基づき、本市の関係機関に、調査、照会させていただきます。

5 特定事業変更許可申請書（様式第8号）・特定事業変更届出書（様式第9号の2）の作成・記載要領等

（1）作成要領

- ア 申請書又は届出書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。
- イ 申請書又は届出書に添付される書類についての目次を作成してください。
- ウ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部です。なお副本は、後日申請者又は届出者に控え用として返却します。
- エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格A列4判で作成してください。
- オ 許可申請には、土地の登記事項証明書、公図の写し及び印鑑登録証明書は、事前協議で添付したものの写しを使用することはできません。
- カ 特定事業区域を拡大する事項の変更の場合の表土の地質検査については、原則として規則第4条第7項の区分に応じて地質検査の実施が必要となります。ただし、事前協議において特定事業区域の表土の地質の状況について既に測定を実施している場合には、その結果の写しを使用することができます。
- （特定事業区域の面積が、3, 000平方メートル未満の場合は免除されます。）

| 特定事業区域面積           | 検体数   |
|--------------------|-------|
| 0.3ha～1ha 未満       | 2 検体  |
| 1ha～2ha 未満         | 3 検体  |
| 以降1ha ごとに1 検体ずつ増やす |       |
| 10ha 以上            | 12 検体 |

（2）記載要領

- ア 申請者又は届出者  
特定事業を行おうとする者の住所・氏名等を記載し、実印を押印してください。
- イ 変更する事項の内容及び変更の理由  
条例第10条第1項各号、第2項各号、第4項又は第5項に掲げる事項（規則で定める軽微な変更を除く。）において変更申請又は変更届出を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載してください。

（3）添付書類

条例第10条第1項各号、第2項各号、第4項又は第5項に掲げる事項のうち、変更（規則で定める軽微な変更を除く。）に係る書類及び図面を、特定事業変更許可申請書又は届出書の裏面の「添付書類」の順に目次を作成し、添付してください。

ただし、許可申請の場合は、変更する事項にかかわらず以下の書面等も添付してください。

- ・ 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合には、特定事業区域内土地使用同意書又は特定事業区域内（小規模）土地使用同意書（一時たい積特定事業の場合にあっては、特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書又は特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書）及び押印した印鑑の印鑑登録証明書  
（所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付所有権移転等の登記がされている場合には、当該土地が自己所有かどうかに関わらず、当該権利者からの特定事業区域内土地使用同意書又は特定事業区域内（小規模）土地使用同意書（一時たい積特定事業の場合は、特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書又は特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書）が必要です。）
- ・ 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地が自己所有でない場合には、特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書及び押印した印鑑の印鑑登録証明書

- ・ 特定事業の施工の妨げとなる権利者（地上権、永小作権、質権又は賃借権）の特定事業区域内施工同意書及び押印した印鑑の印鑑登録証明書
  - ・ 現特定事業許可に係る、特定事業許可決定通知書、特定事業変更許可決定通知書又は特定事業譲受け許可決定通知書の写し
- ※ 各種同意書の同意者の住所又は氏名が、土地の登記事項証明書の記載内容と異なる場合は、土地所有権を有する者であることを証する書面を添付してください。また、同意書に添付する証明書は3か月以内に発行されたもの（事前協議書に原本証明により写しを添付した証明書については、この限りではない。）とします。

(4) 許可申請手数料について

| 項 目         | 単位  | 特 定 事 業 区 域 の 面 積                             |                         |
|-------------|-----|-----------------------------------------------|-------------------------|
|             |     | 300 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満 | 3,000 m <sup>2</sup> 以上 |
| 変 更 許 可 申 請 | 1 件 | 23,000円                                       | 28,000円                 |

## 6 特定事業譲受け許可申請書（様式第19号の6）の作成・記載要領等

### （1）作成要領

- ア 申請書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。
- イ 申請書に添付する書類についての目次を作成してください。  
その場合、別紙5（36ページ参照）と同等の「特定事業譲受け許可申請書添付書類一覧」を作成し、この順で製本の上申請してください。
- ウ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部です。なお副本は、後日申請者に控え用として返却します。
- エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格A列4判で作成してください。
- オ 土地（法人）の登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書は、事前協議で添付したものの写しを使用することはできません。

### （2）記載要領

- ア 申請者  
特定事業を行おうとする者の住所・氏名等を記載し、実印を押印してください。
- イ 特定事業の許可及び特定事業区域の位置  
譲受けの相手方が取得している許可内容を記載してください。
- ウ 譲受けの相手方の氏名及び住所  
譲受けの相手方の氏名及び住所を記載してください。
- エ 現場責任者の氏名及び職名  
現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載してください。ただし、他の特定事業場と兼務することはできません。
- オ 法定代理人の氏名及び住所  
申請者が未成年の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載してください。（該当しない場合は、当該欄に斜線を入れること。）
- カ 譲受けの理由  
譲受けの理由を記載してください。

### （3）添付書類について

- 1, 4 住民票の写し※（法人の場合は登記事項証明書及び役員の住民票の写し）及び申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書（3か月以内に発行されたもの。）
  - 2 誓約書
  - 3 法定代理人の住民票の写し※（法人の場合は登記事項証明書及び役員の住民票の写し）（3か月以内に発行されたもの。）
  - 5 申請者が法人である場合においては株主又は出資者（発行済み株式総数又は出資額の100分の5以上）の住民票の写し
  - 6 申請者に使用人がある場合はその者の住民票の写し
- ※1, 3, 4, 5, 6 の住民票の写しについては、本市内の住民に限り添付を省略することができます。省略する場合、住民登録関係情報については、住民基本台帳法及び千葉県個人情報保護条例の規定に基づき、本市の関係機関に、調査、照会させていただきます。その際にふりがな及び生年月日を確認させていただきます。
- 7 特定事業場の周辺の状況（住宅や公共施設等）が判明できる図面とし、特定事業場の予定地を図上に太線等で囲んでください（縮尺2, 500分の1程度）。
  - 8 当該特定事業場の現場責任者であることを確認できるもの。
  - 9 特定事業説明会等実施状況報告書に説明会の開催状況（説明概要、住民要望等）を記載します。開催できなかった場合はその理由と対応状況を記載します。

10 代理人が許可申請を行う場合は、当該代理人の権限を証する書面（許可申請書と同じ押印のあるもの）を添付してください。

（４） 許可申請手数料について

| 項 目     | 単位  | 特 定 事 業 区 域 の 面 積                             |                         |
|---------|-----|-----------------------------------------------|-------------------------|
|         |     | 300 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満 | 3,000 m <sup>2</sup> 以上 |
| 譲受け許可申請 | 1 件 | 23,000円                                       | 28,000円                 |

## 7 特定事業譲受け届出書（様式第19号の7）作成・記載要領等

### （1）作成要領

- ア 届出書及び添付書類は、フラットファイル等で製本してください。
- イ 届出書に添付される書類についての目次を作成してください。  
その場合、別紙5（36ページ参照）と同等の「特定事業譲受け許可届出書添付書類一覧」を作成し、この順で製本の上届出をしてください。
- ウ 提出部数は、正本（原本）1部、副本1部の2部です。なお副本は、後日届出者に控え用として返却します。
- エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として日本産業規格A列4判で作成してください。

### （2）記載要領

- ア 届出者  
特定事業を行おうとする者の住所・氏名等を記載し、押印してください。
- イ 特定事業の届出の内容  
譲受けの相手方が届け出た内容を記載してください。
- ウ 譲受けの相手方の氏名及び住所  
譲受けの相手方の氏名及び住所を記載してください。
- エ 現場責任者の氏名及び職名  
現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載してください。ただし、他の特定事業場と兼務することはできません。
- オ 法定代理人の氏名及び住所  
届出者が未成年である場合は、その法定代理人の氏名及び住所を記載してください。（該当しない場合には、当該欄に斜線を入れてください。）
- カ 譲受けの理由  
譲受けの理由を記載してください。

### （3）添付書類について

- ア 特定事業場の周辺の状況（住宅や公共施設等）が判明できる図面に、特定事業場の予定地を図上に太線等で囲ってください。（縮尺2,500分の1）
- イ 代理人が届出を行う場合は、当該代理人の権限を証する書面（届出書と同じ押印のあるもの）を添付してください。

| NO | 事項又は書類等                                                    | ①許可申請       |           |               |           | ②届出 | 様式番号<br>又は<br>【記載例掲載ページ】 |
|----|------------------------------------------------------------|-------------|-----------|---------------|-----------|-----|--------------------------|
|    |                                                            | 特定事業        |           | 一時たい積<br>特定事業 |           |     |                          |
|    |                                                            | 小規模<br>以外※1 | 小規模<br>※1 | 小規模<br>以外※1   | 小規模<br>※1 |     |                          |
|    | ①「特定事業譲受け許可申請書」又は②「特定事業譲受け届出書」                             | ○           | ○         | ○             | ○         | ○   | ①第 19 号の 6<br>②第 19 号の 7 |
|    | 委任状                                                        | △           | △         | △             | △         | △   |                          |
|    | 誓約書                                                        | ○           | ○         | ○             | ○         |     | 第 3 号の 2                 |
| 1  | 住民票の写し※2 又は法人の登記事項証明書                                      | ○           | ○         | ○             | ○         |     |                          |
| 2  | 印鑑登録証明書                                                    | ○           | ○         | ○             | ○         |     |                          |
| 3  | 法定代理人の住民票の写し※2（申請者が未成年の場合）                                 | △           | △         | △             | △         |     |                          |
| 4  | 申請者が法人である場合においては株主又は出資者（発行済み株式総数又は出資額の 100 分の 5 以上）の住民票の写し | ○           | ○         | ○             | ○         |     |                          |
| 5  | 申請者に使用人がある場合はその者の住民票の写し                                    | ○           | ○         | ○             | ○         |     |                          |
| 6  | 特定事業場の位置図及び付近の見取図（2500 分の 1 程度）                            | ○           | ○         | ○             | ○         | ○   | 【 8 5 ページ】               |
| 7  | 特定事業区域内土地使用同意書及び印鑑登録証明書                                    | ○           |           |               |           |     | 第 2 号の 2                 |
|    | 特定事業区域内（小規模）土地使用同意書及び印鑑登録証明書                               |             | ○         |               |           |     | 第 2 号の 4                 |
|    | 特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書及び印鑑登録証明書                         |             |           | ○             |           |     | 第 2 号の 3                 |
|    | 特定事業区域内（小規模一時たい積）土地使用同意書及び印鑑登録証明書                          |             |           |               | ○         |     | 第 2 号の 5                 |
|    | 特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書及び印鑑登録証明書                          | ○           | ○         | ○             | ○         |     | 第 2 号の 6                 |
|    | 特定事業区域内施工同意書及び印鑑登録証明書                                      | ○           | ○         | ○             | ○         |     | 第 2 号の 7                 |
| 8  | 現場責任者であることを証する書面                                           | ○           | ○         | ○             | ○         |     | 「現場責任者説明事項」              |

注） 特定事業欄中、○印は必須、斜線は不要、△は条件に該当する場合必須を示す。

※ 1 小規模以外：土砂等の埋立て等に応ずる区域の面積が 3, 0 0 0 m<sup>2</sup>以上の特定事業

小 規 模：土砂等の埋立て等に応ずる区域の面積が 3 0 0 m<sup>2</sup>以上 3, 0 0 0 m<sup>2</sup>未満の特定事業

※ 2 本市内の住民に限り添付を省略することができます。省略する場合、住民登録関係情報については、住民基本台帳法及び千葉県個人情報保護条例の規定に基づき、本市の関係機関に、調査、照会させていただきます。

## 特定事業の実施（許可・届出受理後の手続き等）について

### 1 許可書又は受理書の交付を受けた後の土砂等の搬入前の準備について 交付を受けた事業者は、

- ・ 現場事務所等の設置
- ・ 標識の設置
- ・ 土砂等の搬入路の設置
- ・ 排水の水質検査を行う施設の設置
- ・ 特定事業区域の境界の明示

を行い、土砂等の搬入の届出を提出後に土砂等を搬入することができることになります。

**注）** 許可証又は受理書の交付を受けた後の土砂等搬入届出書等の提出書類は、特定事業許可申請書又は特定事業届出書に押印した印と同じもの押印してください。また、譲受け等が行われた場合については、特定事業譲受け許可申請書等に押印した印と同じものを押印してください。

### 2 土砂等の搬入の届出（条例第14条及び規則第10条第1項）について

特定事業区域に土砂等を搬入する前に、土砂等搬入届出書（様式第11号）に次の書類を添付して提出することが必要です。

ア 土砂等発生元証明書（様式第12号）（発生元事業者が記入）

イ 検査試料採取調書（様式第4号）（採取者が記入、各分析証明書ごとに必要）

ウ 地質分析（濃度）結果証明書（様式第5号）（分析機関と環境計量士の印のあるもの（写しは不可））

エ 検体採取場所の位置図（採取地点を平面図に記入）

オ 検体採取場所の現場写真（採取地点と採取状況が分かるもの）

（1）土砂等搬入届出は、土砂等の発生場所ごとに届出が必要です。また、同じ発生場所でも、搬入量が5,000m<sup>3</sup>を超えるごとに、新たな届出が必要になります（例えば、同一現場からの搬入量が12,000m<sup>3</sup>の場合は、3件分の届出が必要）。

（2）搬入計画と発生場所に変更が生じた場合は、特定事業軽微変更届出書（様式第10号）及び土砂等搬入届出書並びに関係書類一式を提出してください。

（3）搬入する土砂等が次の場合で、それを証する書面を添付する場合は、上記イ～オの添付を省略することができます。

・ 採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他法令等に基づき採取された土砂等を証する書面

⇒「土砂等売渡・譲渡証明書（様式第12号の2）」及び「採取場の許可証等の写し」

これらの書面を添付する場合は、土砂等発生元証明書（上記ア）も省略できます。

・ 公共事業により発生し、又は採取された土砂等で「建設発生土管理基準」に適合する土砂等証する書面

⇒「汚染要因に関する調査票」（原本）

### 3 特定事業の着手の届出（条例第13条の2及び規則第9条の2）について

土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から10日以内に特定事業着手届出書（様式第10条の3）を提出してください。

### 4 その他

（1）事業の実施に当たっては、許可条件、関係各課の指示事項を遵守してください。

- (2) 標識（様式 17 号）は、公衆の見やすい場所に設置してください。耐水性合板と同等以上の材質とし、白地に黒の文字とし、容易に消えないことが必要です。
- (3) 施工期間中は常に、近隣の住民等が申請書又は届出書及び各種提出書類の控えを縦覧できるように、これらの書類を関係書類等の縦覧場所に配置してください。

## 5 施工中の定期報告について

特定事業に着手した日から 6 か月に 1 回（一時たい積特定事業にあつては、3 か月に 1 回）土砂等の量等の報告（特定事業状況報告書（様式第 13 号）又は特定事業（一時たい積特定事業）状況報告書（様式第 14 号））並びに地質検査及び水質検査の報告（特定事業地質等検査報告書（様式第 15 号））をしなければなりません。

また、併せて、発生場所ごとの土砂等管理台帳（様式第 12 号の 3 又は第 12 号の 4）の写しを提出してください。

### (1) 特定事業状況報告書又は特定事業（一時たい積特定事業）状況報告書

報告に係る期間内に搬入（又は搬出）した土砂等の量を発生場所ごとに報告すること。その報告書には、現場写真及び計画平面図に土砂等を搬入した区域を明示した図面を添付すること。

### (2) 特定事業地質等検査報告書

#### ア 地質検査

特定事業区域を 3,000 m<sup>2</sup>以内の区域に等分して検体を採取（5 点混合）します。

| 特定事業区域                                        | 検体数  |
|-----------------------------------------------|------|
| 300 m <sup>2</sup> ～3,000 m <sup>2</sup> 未満   | 1 検体 |
| 3,000 m <sup>2</sup> ～6,000 m <sup>2</sup> 未満 | 2 検体 |
| 6,000 m <sup>2</sup> ～9,000 m <sup>2</sup> 未満 | 3 検体 |
| 以降 3,000 m <sup>2</sup> ごとに 1 検体ずつ増やすこと       |      |

特定事業区域が 3,000 m<sup>2</sup>未満（小規模埋立て等）で、使用する全ての土砂等が次の場合には、地質検査の定期報告が免除されます。

- ・ 採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他法令等に基づき採取された土砂等
- ・ 公共事業で発生した土砂等で「建設発生土管理基準」に適合する土砂等

#### イ 水質検査

特定事業区域が 3,000 m<sup>2</sup>未満（小規模埋立て等）の場合は、水質検査の報告が免除されます。

#### ウ 特定事業地質等検査報告書添付書類

- ・ 検査試料採取調書（様式第 4 号）（採取者が記入、各分析証明書ごとに必要）
- ・ 地質分析（濃度）結果証明書（様式第 5 号）（分析機関と環境計量士の印のあるもの（写しは不可））
- ・ 排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（様式第 16 号）（分析機関と環境計量士の印のあるもの（写しは不可））
- ・ 検体採取の位置図（採取地点を計画平面図に記入）
- ・ 検体採取場所の現場写真（採取地点と採取状況が分かるもの）

## 6 土砂等管理台帳（様式第 12 号の 3 又は 12 号の 4）について

発生場所別に作成し、各項目ごとに記載するとともに、土砂等の搬入過程を 1 日ごとに記入してください。台帳は許可または届出の日から 1 年ごとに閉鎖し、3 年間保存しなければなりません。

7 特定事業軽微変更届出書（様式第10号）について

特定事業の許可を受けた者又は届出をした者は、規則第8条第1項各号に定める事項を変更した場合には、特定事業軽微変更届出書（様式第10号）に関係書類を添付し、市に届出るとともに、特定事業の許可を受けた者は土地所有者に特定事業軽微変更通知書（様式第10号の2）により通知してください。

## 特定事業相続等の届出について

特定事業の許可を受けた者又は届出をした者の地位を承継した者は、特定事業相続等届出書（様式第20号）に必要書類及び土地所有者に通知した写し（特定事業相続等通知書（様式第20号の2））を添付し、提出してください。

### 添付書類

- 1 承継を証する書面
  - 2, 5 住民票の写し※（法人の場合は登記事項証明書及び役員の住民票の写し）及び申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書（3か月以内に発行されたもの。）
  - 3 誓約書
  - 4 法定代理人の住民票の写し※（法人の場合は登記事項証明書及び役員の住民票の写し）（3か月以内に発行されたもの。）
  - 5 申請者が法人である場合においては株主又は出資者（発行済み株式総数又は出資額の100分の5以上）の住民票の写し
  - 7 申請者に使用人がある場合はその者の住民票の写し
- ※1, 3, 4, 5, 6 の住民票の写しについては、本市内の住民に限り添付を省略することができます。省略する場合、住民登録関係情報については、住民基本台帳法及び千葉県個人情報保護条例の規定に基づき、本市の関係機関に、調査、照会させていただきます。その際にふりがな及び生年月日を確認させていただきます。
- 8 当該特定事業場の現場責任者であることを確認できるもの。

## 特定事業の廃止等の届出について

- 1 特定事業の廃止又は中止（2月以上1年未満）をしようとする場合は、あらかじめ土壌の汚染及び災害の発生の防止をするために必要な措置に係る工程等について、特定事業廃止（中止）事前届出書（様式第18号）に平面図、縦断図、横断図、写真等を添付し提出してください。
- 2 特定事業を廃止又は中止する場合には、土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講じた上で、特定事業廃止届出書（様式第18号の2）に必要書類を添付し提出してください。  
特定事業廃止届出書提出後、市職員による現場確認を受けてください。

## 特定事業の完了等の届出について

- 1 特定事業が完了する2か月前の日までに、完了するまでの工程等について、特定事業完了事前届出書（様式第18条の4）に、工程表、平面図、縦断図、横断図、写真等を添付し提出してください。
- 2 特定事業が完了した場合には、特定事業完了届出書（様式第19号）に完了した形態の平面図、縦断図、横断図、土量計算書等を添付し、併せて特定事業状況報告書（様式第13号又は第14号）を提出してください。  
特定事業完了届出書提出後、市職員による現場確認を受けるとともに特定事業地質等検査報告書（様式第15号）に必要書類（38ページ参照）を添付し、提出してください。

## 特定事業の終了等の届出について

- 1 特定事業の許可期間が満了する日までに完了する見込みがない場合には、同日の2か月前の日までに、土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程等について、特定事業終了事前届出書（様式第19条の3）に、平面図、縦断図、横断図、写真等を添付し提出してください。
- 2 特定事業が終了した場合には、特定事業終了届出書（様式第19号の4）に平面図、縦断図、横断図等を添付し、併せて特定事業状況報告書（様式第13号又は第14号）を提出してください。

特定事業終了届出書提出後、市職員による現場確認を受けるとともに特定事業地質等検査報告書（様式第15号）に必要書類（38ページ参照）を添付し、提出してください。

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例、同施行規則

| 条 例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 規 則                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生<br/>の防止に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条－第5条）</p> <p>第2章 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準<br/>（第6条）</p> <p>第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（第7条・ 第<br/>8条）</p> <p>第4章 特定事業の規制（第9条－第25条）</p> <p>第4章の2 特定事業に係る土地所有者の義務（第25条<br/>の2）</p> <p>第5章 雑則（第26条－第29条）</p> <p>第6章 罰則（第30条－第33条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則<br/>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染<br/>及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行う<br/>ことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の<br/>生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義<br/>は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、<br/>又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立<br/>て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製<br/>造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行<br/>為をいう。</p> <p>（2）特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域の面積が<br/>300平方メートル以上である土砂等の埋立て等を行<br/>う事業（宅地造成その他事業の工程の一部において土<br/>砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を<br/>行う区域から発生し、又は採取された土砂等のみを当<br/>該事業のために使用するものを除く。）（土砂等の埋立<br/>て等に供する区域の面積が300平方メートル未満で<br/>あっても、その土砂等の埋立て等に供する区域に隣接<br/>し、又は近接する土地において、当該土砂等の埋立て<br/>等を行う事業を施工する日前1年以内に土砂等の埋立<br/>て等を行う事業が施工され、又は施工中の場合におい<br/>ては、当該土砂等の埋立て等を行う事業の土砂等の埋<br/>立て等に供する区域と既に施工され、又は施工中の土<br/>砂等の埋立て等を行う事業の土砂等の埋立て等に供す<br/>る区域の面積とが合算して300平方メートル以上と<br/>なるもの（当該土砂等の埋立て等を行う事業の事業区</p> | <p>千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生<br/>の防止に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、千葉市土砂等の埋立て等による土壌<br/>の汚染及び災害の発生を防止に関する条例（平成9年千<br/>葉市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し<br/>必要な事項を定めるものとする。</p> |

域の土地所有者若しくは事業者又はその両方が同一の者である場合に限る。)を含む。)をいう。

(3) 小規模埋立て等 特定事業であって、特定事業区域の面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満であるものをいう。

(4) 特定事業区域 特定事業に供する区域(宅地造成その他事業の工程の一部において特定事業が行われる場合であって、当該特定事業が第9条第1項第3号に掲げる事業であるときにあっては、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等のみによる土砂等の埋立て等を行う区域を除く。)をいう。

(5) 特定事業場 特定事業区域及び特定事業に供する施設が存する区域をいう。

(6) 事業者 土砂等の埋立て等を行う者(請負契約等により土砂等の埋立て等を行う者を含む。)をいう。

(7) 土地所有者 土砂等の埋立て等に係る土地を所有する者をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。

3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

4 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(土地所有者の責務)

第4条 土地所有者は、事業者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある事業者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。

2 土地所有者は、自己の所有する土地に係る土砂等の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

2 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、県と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

第6条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定める。

第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等

（安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等）

第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等に係る事業者又は土地所有者に対し、土砂等の埋立て等に使用される土砂等が安全基準に適合していることを証する書類等を提出させ、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は期限を定めて現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等に係る事業者又は土地所有者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等）

第8条 土砂等の埋立て等に係る事業者及び土地所有者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように規則で定める基準を遵守し、かつ、必要な措置を講じなければならない。

（安全基準及び崩落等の防止に係る基準）

第2条 条例第6条の安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

3 条例第8条第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる土砂等の埋立て等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）次号に掲げる土砂等の埋立て等以外の土砂等の埋立て等 別表第2第3号から第5号まで
- （2）土砂等の埋立て等が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行うものであるもの 別表第3第2号及び第3号
- （3）前2号に掲げる土砂等の埋立て等のうち、当該各号に定める基準によりがたいものとして市長が認めるもの 当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出を防止するために必要な措置として市長が認めるもの

2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等に係る事業者又は土地所有者に対し、期限を定めてこれらを防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

#### 第4章 特定事業の規制

(特定事業の許可等)

第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次の各号に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（以下「公共事業」という。）

(2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）、千葉市土の採取計画の認可に関する条例（平成28年千葉市条例第19号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づき許可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第9条第1項第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

(1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方共同法人日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構

(2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社

(3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社

(4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

(5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区

(6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合

(7) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設立された国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(8) 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けた者

2 前項第8号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款又は寄附行為の写し

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

4 市長は、第1項第8号の規定により認定をしたときは

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(3) 法令等に基づく許認可等を要する行為に係る特定事業であって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるもの</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事業</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>公共的団体認定通知書（様式第2号）により、認定をしないこととしたときはその旨を書面により当該認定を申請した者に通知するものとする。</p> <p>（許認可等を要する行為等に係る特定事業）</p> <p>第3条の2 条例第9条第1項第3号の規則で定める特定事業は、別表第4に掲げる行為等に係る特定事業とする。</p> <p>（適用除外の事業）</p> <p>第3条の3 条例第9条第1項第4号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う特定事業</p> <p>(2) 災害復旧のために必要な応急措置として行う特定事業</p> <p>(3) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う特定事業</p> <p>(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の規定に基づく許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条の規定に基づく許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う特定事業</p> <p>(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</p>                                        |
| <p>2 前項第3号に掲げる特定事業のうち、特定事業区域の面積が300平方メートル以上となるものを行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ、市長に届け出なければ、当該届出に係る特定事業を行うことができない。</p> <p>（特定事業に係る土地所有者等の同意）</p> <p>第9条の2 前条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地所有者に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第12号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第6号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、前条第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業場（特定事業区域を除く。）内の土地所有者及び特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者（前項に規定</p> | <p>（土地所有者等の同意）</p> <p>第3条の4 条例第9条の2第1項（条例第12条第1項及び条例第20条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による同意は、条例第9条第1項の許可の申請が、条例第10条第1項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内土地使用同意書（様式第2号の2）により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては特定事業（一時的積特定事業）区域内土地使用同意書（様式第2号の3）によらなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、条例第9条第1項の許可を受けようとする特定事業が小規模埋立て等である場合は、条例第10条第1項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内（小規模）土地使用同意書（様式第2号の4）により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては特定事業（小規模一時的積）区域内土地使用同意書（様式第2号の5）によらなければならない。</p> <p>3 条例第9条の2第2項（条例第12条第1項及び条例第20条の3第1項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者とする。</p> |

する土地所有者を除く。)の同意を得なければならない。

(説明会の開催等)

第9条の3 第9条第1項の許可の申請をしようとする者は、当該許可の申請をする日の前日までに、当該申請に係る特定事業場の周辺に居住する者で規則で定めるもの(次項において「周辺住民」という。)に対して、当該申請に係る次条第1項各号に掲げる事項その他規則で定める事項(次項において「周知事項」という。)を周知させるための説明会を開催しなければならない。

2 第9条第1項の許可の申請をしようとする者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項に規定する説明会を開催することができない場合は、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、当該申請をしようとする者は、規則で定める方法により、当該申請をする前日までに、周知事項を周辺住民に周知させなければならない。

(許可等の申請等)

第10条 第9条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第9条の2に規定する同意を得たことを証する書面、前条第1項に規定する説明会の実施状況に関する報告書、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業区域の面積
- (4) 現場事務所(土砂等の搬入(次項に規定する一時たい積特定事業である場合にあっては、搬入及び搬出)

4 条例第9条の2第2項の規定による同意は、特定事業場(特定事業区域を除く。)内の土地所有者の同意については特定事業場(特定事業区域を除く)内土地利用同意書(様式第2号の6)により、特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者の同意については特定事業区域内施工同意書(様式第2号の7)によらなければならない。

ただし、同項の規定による同意が確認できる書類の写しを提出する場合は、この限りでない。

(説明会の開催等)

第3条の5 条例第9条の3第1項の規則で定めるものは、特定事業場の境界線からおおむね300メートル以内の地域において住所を有する者とする。

2 条例第9条の3第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第9条第1項の許可の申請をしようとする者及び特定事業に係る現場責任者の連絡先
- (2) その他市長が必要と認める事項

3 条例第9条の3第1項の規定により説明会を開催するときは、周辺住民の参集の便を十分考慮して開催の日時及び場所を定め、これらの事項をあらかじめ周辺住民に対し印刷物の配布、周辺住民の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により周知させなければならない。

4 条例第9条の3第2項の規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- (2) 条例第9条第1項の許可の申請をしようとする者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

5 条例第9条の3第2項の規則で定める方法は、周辺住民に対して、周知事項を記載した書面を配布し、又は送付する方法及び周辺住民の見やすい場所に、周知事項を掲示する方法とする。

(特定事業の許可の申請)

第4条 条例第10条第1項に規定する申請書は、特定事業許可申請書(様式第3号)とする。

2 条例第10条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)
- (2) 誓約書(様式第3号の2)
- (3) 申請者が条例第11条第1項第1号カに規定する未成年者(以下「未成年者」という。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員(同号イに規定する役員をいう。以下同じ。)の住民票の写し)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>を管理するための事務所をいう。以下同じ。) その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置</p> <p>(5) 特定事業に係る現場責任者の氏名及び職名</p> <p>(6) 特定事業区域の表土の地質の状況</p> <p>(7) 特定事業に使用される土砂等の量</p> <p>(8) 特定事業の期間</p> <p>(9) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造</p> <p>(10) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項</p> <p>(11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置</p> <p>(12) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置</p> <p>(13) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> | <p>(4) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し</p> <p>(5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し</p> <p>(6) 申請者に第4条の3に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し</p> <p>(7) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(8) 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>(9) 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>(10) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面をいう。次号において同じ。）の写し</p> <p>(11) 特定事業区域の土地の公図の写し</p> <p>(12) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第4号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第5号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）</p> <p>(13) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書</p> <p>(14) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面</p> <p>(15) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図</p> <p>(16) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(17) 特定事業の施工方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書</p> <p>(18) 現場責任者であることを証する書面</p> <p>(19) 第3条の4第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書又は同条第2項に規定する特定事業区域内（小規模）土地使用同意書並びに同条第4項に規定する特定事業場（特定事業区域を除く。）内土地利用同意書及び特定事業区域内施工同意書</p> <p>(20) 特定事業説明会等実施状況報告書（様式第5号の2）</p> <p>(21) 特定事業区域の土地の実測図</p> <p>(22) 特定事業場の土地の実測図</p> <p>(23) 土砂等の搬入経路図</p> <p>(24) その他市長が必要と認める書類及び図面</p> <p>3 条例第10条第1項第13号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 特定事業場の面積</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う特定事業（以下「一時たい積特定事業」という。）である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第9条の2に規定する同意を得たことを証する書面、前条第1項に規定する説明会の実施状況に関する報告書、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第5号までに掲げる事項</p> <p>(2) 特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）</p> <p>(3) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量</p> <p>(4) 特定事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造</p> <p>(5) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造</p> <p>(6) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所（以下「発生場所」という。）ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、第9条第1項の許可を受けようとする特定事業が小規模埋立て等である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、第1項第6号、</p> | <p>(2) 特定事業の目的</p> <p>(3) 関係書類等の縦覧場所</p> <p>(4) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人の場合にあっては、名称、所在地並びに代表者及び役員の氏名）</p> <p>(5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名</p> <p>(6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名</p> <p>(7) 申請者に第4条の3に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名</p> <p>4 条例第10条第2項に規定する申請書は、特定事業（一時たい積特定事業）許可申請書（様式第6号）とする。</p> <p>5 条例第10条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第2項第1号から第7号まで、第10号、第11号及び第18号に掲げる書類及び図面</p> <p>(2) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図</p> <p>(3) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、第2項第12号に掲げる書類及び図面</p> <p>(4) 特定事業場の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>(5) 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）</p> <p>(6) 第3条の4第1項に規定する特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書又は同条第2項に規定する特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書並びに同条第4項に規定する特定事業場（特定事業区域を除く。）内土地利用同意書及び特定事業区域内施工同意書</p> <p>(7) 特定事業説明会等実施状況報告書（様式第5号の2）</p> <p>(8) 特定事業区域の土地の実測図</p> <p>(9) 特定事業場の土地の実測図</p> <p>(10) 土砂等の搬入・搬出経路図</p> <p>(11) その他市長が必要と認める書類及び図面</p> <p>6 条例第10条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 特定事業の期間</p> <p>(2) 第3項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項</p> <p>7 第2項第12号及び第5項第3号の特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>(1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第11号及び第12号又は前項第2号、第5号及び第6号に掲げる事項の記載を要しない。

4 第9条第2項の規定による届出をしようとする者は、第1項各号（第12号を除く。第12条第8項、第9項及び第10項において同じ。）に掲げる事項を記載した届出書に当該届出に係る特定事業が第9条第1項第3号に掲げる事業に該当することを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、第9条第2項の規定による届出に係る特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、当該届出をしようとする者は、第2項各号に掲げる事項を記載した届出書に当該届出に係る特定事業が第9条第1項第3号に掲げる事業に該当することを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

6 前2項の規定にかかわらず、第9条第2項の規定による届出に係る特定事業が小規模埋立て等である場合にあっては、当該届出をしようとする者は、第1項第6号、

面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1ヘクタール未満          | 2  |
| 1ヘクタール以上2ヘクタール未満  | 3  |
| 2ヘクタール以上3ヘクタール未満  | 4  |
| 3ヘクタール以上4ヘクタール未満  | 5  |
| 4ヘクタール以上5ヘクタール未満  | 6  |
| 5ヘクタール以上6ヘクタール未満  | 7  |
| 6ヘクタール以上7ヘクタール未満  | 8  |
| 7ヘクタール以上8ヘクタール未満  | 9  |
| 8ヘクタール以上9ヘクタール未満  | 10 |
| 9ヘクタール以上10ヘクタール未満 | 11 |
| 10ヘクタール以上         | 12 |

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。

(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ、別表第1に掲げる項目ごとに、土壌の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

(特定事業の届出)

第4条の2 条例第10条第4項に規定する届出書は、特定事業届出書（様式第6号の2）とする。

2 条例第10条第4項の規則で定める書類及び図面は、条例第9条第2項の届出に係る特定事業が別表第4に掲げる行為等に係る特定事業に該当することを証する書面並びに前条第2項第7号から第9号まで、第12号、第13号、第20号及び第23号に掲げる書類及び図面とする。

3 条例第10条第4項の規定による届出をしようとする場合における条例第10条第1項第13号の規則で定める事項については、前条第3項第4号中「申請者」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。

4 条例第10条第5項に規定する届出書は、特定事業（一時たい積特定事業）届出書（様式第6号の3）とする。

5 条例第10条第5項の規則で定める書類及び図面は、条例第9条第2項の届出に係る特定事業が別表第4に掲げる行為等に係る特定事業に該当することを証する書面並びに前条第2項第7号並びに同条第5項第2号から第5号まで、第8号及び第11号に掲げる書類及び図面とする。

第11号及び第12号又は第2項第2号、第5号及び第6号に掲げる事項の記載を要しない。

(申請の制限等)

第10条の2 第9条第1項の許可を受けようとする者は、特定事業の期間について3年（当該許可の申請が一時たい積特定事業に係るものである場合にあっては、5年）を超えて申請することができない。

2 前項に定めるもののほか、第9条第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

3 第9条第2項の規定による届出をしようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、第9条第2項の規定にかかわらず、当該届出に係る特定事業を行うことができない。

(許可の基準)

第11条 市長は、第9条第1項の許可の申請が第10条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからケまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者

イ 第23条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る千葉市行政手続条例（平成7年千葉市条例第40号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。キにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）。ただし、申請者が第23条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。

ウ 第23条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

オ 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等（ケにおいて「暴力団員等」という。）

(条例第11条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人)

第4条の3 条例第11条第1項第1号キ及びクの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次の各号に掲げる者の代表者であるものとする。

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

- カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからオまでのいずれかに該当するもの
- キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ク 個人で規則で定める使用人のうちアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ケ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- (2) 第9条の2に規定する同意を得ていること。
- (3) 特定事業が3年以内に完了するものであること。
- (4) 現場事務所を設置すること。
- (5) 特定事業に係る現場責任者を置くこと。
- (6) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。
- (7) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (8) 第10条第1項第10号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。
- (9) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。
- (10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- 2 市長は、第9条第1項の許可の申請が第10条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が前項第1号、第2号、第4号及び第5号並びに次の各号に適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。
- (1) 特定事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合にあっては、この限りでない。
- (2) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (3) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。
- (4) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。
- 3 第9条第1項の許可の申請に係る特定事業が小規模埋立て等である場合にあっては、第1項（第1号から第5号まで並びに第7号及び第8号を除く。）又は前項（第2

（構造上の基準）

第5条 条例第11条第1項第7号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第11条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

（許可等の決定）

号を除く。)の規定は、適用しない。

(変更の許可等)

第12条 第9条第1項の許可を受けた者は、第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第9条の2及び第9条の3の規定を準用する。

2 第9条第1項の許可を受けた者が第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定による命令に従って、当該許可に係る第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合

第6条 市長は、条例第9条第1項の許可の申請があった場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業許可(不許可)決定通知書(様式第7号)により当該許可を申請した者に通知するものとする。

(届出の受理)

第7条 市長は、条例第9条第2項の届出(条例第12条第8項及び第20条の3第4項の届出を含む。以下同じ。)があった場合においては、次に掲げる事項を記載した受理書(様式第7号の2)を当該届出をした者に交付するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 届出の受理年月日及び受理番号
- (3) 特定事業区域の位置
- (4) 特定事業区域の面積
- (5) 特定事業場の面積
- (6) 特定事業の期間
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

(変更の許可の申請等)

第8条 条例第12条第1項及び第8項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 法定代理人の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあっては代表者の氏名の変更
- (3) 条例第9条の許可を受けた者に係る次に掲げる者の変更

ア 法定代理人が法人である場合におけるその役員

イ 役員

ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

エ 第4条の3に規定する使用人

- (4) 現場事務所の位置の変更
- (5) 現場責任者の氏名又は職名の変更
- (6) 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)
- (7) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更
- (8) 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更
- (9) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設けた施設等の構造の変更(変更前と同等以上の機能を持つものへの変更に限る。)
- (10) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するための措置の変更

- (11) 関係書類等の縦覧場所の変更

は、前項の規定は、適用しない。

- 3 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第9条の2に規定する同意を得たことを証する書面、第9条の3第1項に規定する説明会の実施状況に関する報告書その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 変更の内容及びその理由
- (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項

- 4 第1項の許可を受けようとする者は、第9条第1項の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えて申請することができない。ただし、第1項の許可の申請が一時たい積特定事業に係るものであるとき又は同項の許可の申請に係る特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為等に係るものである場合において市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

- 5 第1項の許可を受けようとする者は、第9条第1項の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合にあっては、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。ただし、第1項の許可の申請に係る特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為等に係るものである場合において市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

- 6 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定により命令を受けた者である場合であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。

- 7 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。

- 8 第9条第2項の規定による届出をした者（第10条の2第3項の規定により特定事業を行うことができない者を除く。次項、第10項及び第12項において同じ。）は、当該届出に係る第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。以下この項及び第10項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、第3項各号に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に届け出なければ、当該届出に係る同条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更をすることができない。

- 9 第9条第2項の規定による届出をした者が第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定による命令に従って、当該届出に係る第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようと

- 2 条例第12条第3項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書（様式第8号）とする。

- 3 条例第12条第3項の規則で定める書類及び図面は、第4条第2項各号（第19号を除く。）及び第5項各号（第6号を除く。）に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。

- 4 第6条の規定は、条例第12条第1項の許可について準用する。この場合において、第6条中「条例第9条第1項」とあるのは「条例第12条第1項」と、「特定事業許可（不許可）決定通知書（様式第7号）」とあるのは「特定事業変更許可（不許可）決定通知書（様式第9号）」と読み替えるものとする。

- 5 条例第12条第8項に規定する届出書は、特定事業変更届出書（様式第9号の2）とする。

- 6 条例第12条第8項の規則で定める書類及び図面は、第4条の2第2項及び第5項に規定する書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。

する場合は、前項の規定は、適用しない。

10 第9条第2項の規定による届出をした者は、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、第8項の規定にかかわらず、当該届出に係る第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更をすることができない。

11 第9条第1項の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、変更した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、第9条の2第1項（第1項及び第20条の3第1項において準用する場合を含む。）の同意をした土地所有者に通知しなければならない。

12 第9条第2項の規定による届出をした者は、第8項の規則で定める軽微な変更をしたときは、変更した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（許可の条件）

第13条 第9条第1項の許可（前条第1項及び第20条の3第1項の許可を含む。以下この章において同じ。）には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該第9条第1項の許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

（特定事業の着手の届出）

第13条の2 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出（第12条第8項及び第20条の3第4項の届出を含む。以下この章において同じ。）をした者（第10条の2第3項の規定により特定事業を行うことができない者を除く。以下この章において同じ。）は、当該許可又は届出に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第14条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、あらかじめ、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければ、当該土砂等を搬入することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるもの（第2号に該当する場合にあっては、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるもの）の添付は、これを省略することができる。

7 条例第12条第11項又は第12項の規定による市長への届出は特定事業軽微変更届出書（様式第10号）を、同条第11項の規定による土地の所有者への通知は特定事業軽微変更通知書（様式第10号の2）を提出して行わなければならない。

8 前項の届出書には、変更事項を証する書類を添付するものとする。

（事前協議）

第9条 条例第9条第1項、条例第12条第1項又は条例第20条の3第1項の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

（特定事業の着手の届出）

第9条の2 条例第13条の2の規定による届出は、特定事業着手届出書（様式第10号の3）を提出して行わなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第10条 条例第14条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届出書（様式第11号）を提出して行わなければならない。

2 条例第14条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第12号）とする。

3 条例第14条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、土壌の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。
- (2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例、千葉市土の採取計画の認可に関する条例その他の法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積（次条において「一時的たい積」という。）を行う場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）から発生し、又は採取された土砂等である場合であって、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。
- (4) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合  
（土砂等管理台帳の作成等）

第15条 第9条第1項の許可（当該許可が一時たい積特定事業に係るものである場合を除く。）を受けた者又は同条第2項の規定による届出（当該届出が一時たい積特定事業に係るものである場合を除く。）をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を当該土砂等を搬入する日の属する月の末日までに作成し、当該許可を受け、又は当該届出をした日から1年ごとに閉鎖しなければならない。

- (1) 当該許可又は届出に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段
- (2) 当該許可又は届出に係る特定事業区域に搬入された土砂等がその過程において一時的たい積が行われたものである場合は、当該一時的たい積が行われた場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）
- (3) 当該許可又は届出に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量
- (4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

5 条例第14条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（様式第12号の2）とする。

（土砂等管理台帳）

第10条の2 条例第15条第1項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（様式第12号の3）によるものとする。

2 条例第15条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可を受けた者又は条例第9条第2項の規定による届出をした者の氏名又は名称
- (2) 特定事業の許可番号又は届出の受理番号
- (3) 特定事業区域の位置及び面積
- (4) 特定事業の期間
- (5) 特定事業に使用される土砂等の量
- (6) 現場責任者の氏名及び職名
- (7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該

2 第9条第1項の許可（当該許可が一時たい積特定事業に係るものである場合に限る。）を受けた者又は同条第2項の規定による届出（当該届出が一時たい積特定事業に係るものである場合に限る。）をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業に使用された土砂等について、発生場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を当該土砂等を搬入し、又は搬出する日の属する月の末日までに作成し、当該許可を受け、又は当該届出をした日から1年ごとに閉鎖しなければならない。

（1）前項第1号から第3号までに掲げる事項

（2）当該許可又は届出に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳

（3）前2号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前2項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可又は届出に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

発生場所の事業者の氏名又は名称及び住所

（8）特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容及び当該工事の責任者の氏名

（9）特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名又は名称

3 条例第15条第2項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳（一時たい積特定事業用）（様式第12号の4）によるものとする。

4 条例第15条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（1）第2項各号（第5号を除く。）に掲げる事項

（2）特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量

5 条例第15条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における同条第1項各号又は同条第2項各号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

6 条例第15条第1項及び第2項に規定する土砂等管理台帳は、毎年3月末日をもって閉鎖しなければならない。（土砂等の量等の報告）

第11条 条例第15条第3項の規定による報告は、当該特定事業に着手した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（特定事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。次項において同じ。）は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第19条第3項、条例第20条第3項又は条例第20条の2第3項の規定による届出の時）に、特定事業状況報告書（様式第13号）を提出して行わなければならない。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあつては、条例第15条第3項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（特定事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第19条第3項、条例第20条第3項又は条例第20条の2第3項の規定による届出の時）に、特定事業（一時たい積特定事業）状況報告書（様式第14号）を提出して行わなければならない。

(地質検査等の報告)

第16条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可又は届出に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域（当該許可又は届出に係る特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、当該一時たい積特定事業の特定事業場の区域）以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該許可又は届出に係る特定事業が小規模埋立て等であって、市長がこれらの検査を行う必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(地質検査)

第12条 条例第16条第1項の規定による地質検査は、特定事業に着手した日から6月ごと（条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 地質検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。

(3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、土壌の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第16条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごと（条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出（表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。）又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届出書に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあっては、地質検査は省略することができる。

(水質検査)

第13条 条例第16条第1項の規定による水質検査は、特定事業に着手した日から6月ごと（条例第19条第1項の規定による中止の届出、同条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日）に、市長の指定する職員の立会いの上試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に

2 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(関係書類等の縦覧)

第17条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る現場事務所又は市長が指定する場所において、当該許可又は届出に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及

係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第16条第1項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごと（条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日）に、市長が指定する職員の立会いの上、試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排出基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。

(地質検査等の報告)

第14条 条例第16条第1項の規定による報告は、特定事業に着手した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が別に指定する日まで）に、特定事業地質等検査報告書（様式第15号）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 第12条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書

(3) 前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（様式第16号。環境計量士の発行したものに限る。）

2 特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては、条例第16条第1項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業に着手した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（条例第19条第3項の規定による廃止の届出、条例第20条第3項の規定による完了の届出又は条例第20条の2第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する日まで）に、特定事業地質等検査報告書に前項各号に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

び図面の写し並びに第15条に規定する土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

(標識の設置等)

第18条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可又は届出に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、前項に規定する期間、当該許可又は届出に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(特定事業の廃止等)

第19条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出を要しない。

(標識)

第15条 条例第18条第1項に規定する標識の様式は、土砂等の埋立て等に関する標識(様式第17号)とする。

2 条例第18条第1項に規定する標識の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日又は届出の受理年月日及びその許可番号又は届出の受理番号
  - (2) 特定事業の目的
  - (3) 特定事業区域の所在地
  - (4) 特定事業を行う者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに連絡先の電話番号
  - (5) 特定事業の期間
  - (6) 特定事業場及び特定事業区域の面積
  - (7) 埋立て等に使用される土砂等の搬入予定量(一時的に積特定事業にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量)
  - (8) 現場責任者の氏名及び職名
  - (9) 特定事業場及び特定事業区域の見取図
- 3 条例第18条第2項に規定する境界を明らかにする表示は別表第5に定めるとおりとする。

(特定事業の廃止等に係る届出)

第16条 条例第19条第1項の規定による届出は、特定事業廃止(中止)事前届出書(様式第18号)を提出して行わなければならない。

2 条例第19条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項(条例第9条第2項の規定による届出をした者が当該届出に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとする場合にあっては、第6号に掲げる事項を除く。)とする。

- (1) 特定事業の許可年月日又は届出の受理年月日及びその許可番号又は届出の受理番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の期間
- (4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間
- (5) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造
- (6) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- (7) 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時的に積特定事業である場合にあっては、一時的に積特定事業の特定事業区域のうち土砂等がたい積されている面積

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。</p> <p>3 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業の廃止をしたときは、廃止した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 前項の規定による届出があったときは、第9条第1項の許可は、その効力を失う。</p> <p>5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>6 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(特定事業の完了等)</p> <p>第20条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業が完了する2月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。</p> <p>3 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域（第9条第1項の許可に係るものに限る。）が同条第1項の許可の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を、当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(特定事業の終了等)</p> | <p>3 条例第19条第3項の規定による届出は、特定事業廃止届出書（様式第18号の2）を提出して行なわなければならない。</p> <p>4 条例第19条第5項に規定する届出をした者に通知する通知書は、特定事業廃止検査結果通知書（様式第18号の3）とする。</p> <p>(特定事業の完了に係る届出)</p> <p>第17条 条例第20条第1項の規定による届出は、特定事業完了事前届出書（様式第18号の4）を提出して行なわなければならない。</p> <p>2 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特定事業の許可年月日又は届出の受理年月日及びその許可番号又は届出の受理番号</p> <p>(2) 特定事業区域の位置</p> <p>(3) 特定事業の期間</p> <p>(4) 特定事業の完了の予定年月日</p> <p>(5) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造</p> <p>3 条例第20条第3項の規定による届出は、特定事業完了届出書（様式第19号）を提出して行なわなければならない。</p> <p>4 条例第20条第4項に規定する届出をした者に通知する通知書は、特定事業完了検査結果通知書（様式第19号の2）とする。</p> <p>(特定事業の終了に係る届出)</p> <p>第17条の2 条例第20条の2第1項の規定による届出</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第20条の2 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が当該特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。

3 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者は、第1項の規定により当該許可又は届出に係る特定事業を終了したときは、終了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該特定事業について、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け)

第20条の3 第9条第1項の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第9条の2及び第9条の3の規定を準用する。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第9条の2に規定する同意を得たことを証する書面、第9条の3第1項に規定する説明会の実施状況に関する報告書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 申請者が第11条第1項第1号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

は、特定事業終了事前届出書(様式第19号の3)を提出して行わなければならない。

2 条例第20条の2第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業の許可年月日又は届出の受理年月日及びその許可番号又は届出の受理番号
- (2) 特定事業区域の位置
- (3) 特定事業の期間
- (4) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造

3 条例第20条の2第3項の規定による届出は、特定事業終了届出書(様式第19号の4)を提出して行わなければならない。

4 条例第20条の2第4項に規定する届出をした者に通知する通知書は、特定事業終了検査結果通知書(様式第19号の5)とする。

(譲受けの許可の申請等)

第17条の3 条例第20条の3第2項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書(様式第19号の6)とする。

2 条例第20条の3第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)
- (2) 誓約書(様式第3号の2)
- (3) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し)
- (4) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- (5) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定により命令を受けた者である場合にあって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることはできない。</p> <p>4 第9条第2項の規定による届出をした者から当該届出に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ、市長に届け出なければ、当該届出に係る特定事業の全部を譲り受けることができない。</p> <p>5 前項の規定による届出をしようとする者は、第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項並びに届出者が第11条第1項第1号カに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載した届出書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>6 第9条第2項の規定による届出をした者から当該届出に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条又は第24条の規定により命令を受けた者である場合にあって、必要な措置を完了していないときは、第4項の規定にかかわらず、当該届出に係る特定事業の全部を譲り受けることができない。</p> <p>7 第1項の許可の基準については、第11条の規定（第1項第1号及び第2号に係る部分に限る。）を準用する。</p> <p>8 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者又は第4項の規定による届出により特定事業を譲り受けた者</p> | <p>の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し</p> <p>(6) 申請者に第4条の3の使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し</p> <p>(7) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(8) 現場責任者であることを証する書面</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 条例第20条の3第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号</p> <p>(2) 譲り受けようとする特定事業の許可の期間</p> <p>(3) 特定事業区域の位置</p> <p>(4) 申請者が未成年者である場合でその法定代理人が法人であるときにあっては、その役員の氏名</p> <p>(5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名</p> <p>(6) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の氏名</p> <p>(7) 申請者に第4条の3に規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名</p> <p>(8) 現場責任者の氏名及び職名</p> <p>(9) 譲受けの理由</p> <p>4 条例第20条の3第5項に規定する届出書は、特定事業譲受け届出書（様式第19号の7）とする。</p> <p>5 条例第20条の3第5項の規定による届出をしようとする場合における条例第20条の3第2項第4号の規則で定める事項については、第3項第1号中「許可年月日」とあるのは「届出の受理年月日」と、「番号」とあるのは「受理番号」と、同項第2号中「特定事業の許可」とあるのは「特定事業」と読み替えるものとする。</p> <p>6 条例第20条の3第5項の規則で定める書類は、第2項第7号及び第9号に掲げる書類とする。</p> <p>(譲受け許可等の決定)</p> <p>第18条 市長は、条例第20条の3第1項の許可の申請があった場合においては、許可又は不許可の決定をしたときは、特定事業譲受け許可（不許可）決定通知書（様式第19号の8）により当該許可を申請した者に通知するものとする。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

は、当該特定事業に係る第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者のこの条例の規定による地位を承継する。

(相続等)

第21条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者について、相続、合併、又は分割（当該許可又は届出に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該許可又は届出に係る特定事業の全部を承継した法人は、当該許可を受けた者又は当該届出をした者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、承継した日から起算して10日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、同条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は、第9条の2第1項（第12条第1項及び前条第1項において準用する場合を含む。）の同意をした土地所有者に通知しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第21条の2 第9条第1項の許可を受けた者は、自己の名義をもって、第三者に当該許可に係る特定事業を行わせてはならない。

(措置命令)

第22条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者（第12条第1項の規定により許可を受けなければならない事項又は同条第8項の規定により届出をしなければならない事項を同条第1項の許可を受けないで、又は同条第8項の規定による届出をしないで変更した者を除く。）に対し、当該特定事業を直ちに停止し、又は期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、第9条第1項若しくは第2項又は第12条第1項若しくは第8項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必

(相続等の届出)

第18条の2 条例第21条第2項の規定による市長への届出は特定事業相続等届出書（様式第20号）を、同項の規定による土地の所有者への通知は特定事業相続等通知書（様式第20号の2）を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類（条例第9条第2項の規定による届出に係る特定事業にあつては、第3号に掲げる書類に限る。）を添付するものとする。

(1) 住民票の写し（申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）

(2) 事業者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）

(3) その他市長が必要と認める書類

要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第23条 市長は、第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第7条第2項若しくは第3項又は第8条第2項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 不正の手段により第9条第1項、第12条第1項又は第20条の3第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第9条第1項の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。
- (4) 第11条第1項第1号オ若しくはケに該当するに至ったとき、又は第9条第1項の許可を受けた当時既に第11条第1項第1号オ若しくはケに該当していたことが判明したとき。
- (5) 第11条第1項第1号カからクまで(同号オに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき、又は第9条第1項の許可を受けた当時既に第11条第1項第1号カからクまで(同号オに係るものに限る。)のいずれかに該当していたことが判明したとき。
- (6) 第12条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- (7) 第13条の条件に違反したとき。
- (8) 第14条から第18条までの規定に違反したとき。
- (9) 第21条第1項の規定により第9条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第11条第1項第1号アからケまでのいずれかに該当するとき。
- (10) 第21条の2の規定に違反して第三者に特定事業を行わせたとき。

- (11) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第9条第1項の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)

第24条 市長は、第19条第6項、第20条第5項、第20条の2第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第25条 第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項

の規定による届出をした者は、当該特定事業について第 19 条第 3 項の規定による廃止の届出、第 20 条第 3 項の規定による完了の届出若しくは第 20 条の 2 第 3 項の規定による終了の届出をした日又は第 23 条第 1 項の規定による第 9 条第 1 項の許可の取消しの通知を受けた日から 3 年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

- 2 第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は同条第 2 項の規定による届出をした者は、第 15 条に規定する土砂等管理台帳を同条第 1 項又は第 2 項の規定による閉鎖後 3 年間保存しなければならない。

#### 第 4 章の 2 特定事業に係る土地所有者の義務

第 25 条の 2 土地所有者は、第 9 条の 2 第 1 項（第 12 条第 1 項及び第 20 条の 3 第 1 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時たい積特定事業以外の特定事業である場合にあっては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第 10 条第 1 項第 1 号から第 12 号までに掲げる事項を、当該特定事業が一時たい積特定事業である場合にあっては同条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を確認しなければならない。

- 2 第 9 条の 2 第 1 項の同意をした土地所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

- 3 第 9 条の 2 第 1 項の同意をした土地所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染若しくは土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

#### 第 5 章 雑則

（報告の徴収）

第 26 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、期限を定めて、その業務に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第 27 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の現場事務所、事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査の用に供するのに必要な限度において土砂等無償で収去させることができる。

- 2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身

（土地所有者による特定事業の施工状況の把握）

第 18 条の 3 条例第 25 条の 2 第 2 項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業において、毎月 1 回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

（身分を示す証明書）

第 19 条 条例第 27 条第 2 項に規定する証明書は、身分

|                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。</p>                                                                                                                                             | <p>証明書（様式第 2 1 号）とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>                                                                                                                                       | <p>（書類等の提出）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>（許可等に関する意見聴取）</p>                                                                                                                                                                          | <p>第 2 0 条 条例第 1 0 条第 1 項及び第 2 項の規定による申請、同条第 4 項及び第 5 項の規定による届出、条例第 1 2 条第 3 項の規定による変更許可申請、同条第 8 項の規定による変更の届出、条例第 2 0 条の 3 第 2 項の規定による譲受け許可申請、同条第 5 項の規定による譲受けの届出、条例第 1 2 条第 1 1 項及び第 1 2 項、条例第 1 3 条の 2、条例第 1 4 条、条例第 1 9 条第 1 項及び第 3 項、条例第 2 0 条第 1 項及び第 3 項、条例第 2 0 条の 2 第 1 項及び第 3 項並びに条例第 2 1 条第 2 項の規定による届出並びに条例第 1 5 条第 3 項及び条例第 1 6 条第 1 項の規定により提出する書類及び図面の提出部数は、正副各 1 部とする。</p> |
| <p>第 2 7 条の 2 市長は、第 9 条第 1 項、第 1 2 条第 1 項又は第 2 0 条の 3 第 1 項の許可をしようとするときは、第 1 1 条第 1 項第 1 号オからケまでのいずれかに該当する事由（同号カからクまでのいずれかに該当する事由にあっては、同号オに係るものに限る。次項において同じ。）の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>2 市長は、第 2 3 条第 1 項の規定により、第 9 条第 1 項の許可を取り消し、又は特定事業の停止を命じようとするときは、第 1 1 条第 1 項第 1 号オからケまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴くことができる。</p>                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>（公表）</p>                                                                                                                                                                                   | <p>（公表）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>第 2 8 条 市長は、土壌の汚染及び災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名、違反等の事実その他規則で定める事項を公表することができる。</p>                                                                | <p>第 2 1 条 条例第 2 8 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>（1）第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、第 8 条第 2 項、第 2 2 条第 1 項若しくは第 2 項、第 2 3 条第 1 項又は第 2 4 条の規定による命令に違反した者</p>                                                                                            | <p>（1）土砂等の埋立て等を行った場所<br/>（2）土砂等の埋立て等を行った期間<br/>（3）土砂等の埋立て等を行った面積</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>（2）第 9 条第 1 項若しくは第 2 項、第 1 2 条第 1 項若しくは第 8 項又は第 2 0 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項の規定に違反して特定事業を行った者</p>                                                                                               | <p>2 条例第 2 8 条第 1 項の規定による公表は、公告その他適当な方法により行うものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>（3）第 1 3 条の規定により付された条件に違反して特定事業を行った者</p>                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>（4）第 2 1 条の 2 の規定に違反して第三者に特定事業を行わせた者</p>                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>（委任）</p>                                                                                                                                                                                   | <p>（委任）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>第 2 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>                                                                                                                                                       | <p>第 2 2 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>第 6 章 罰則<br/>（罰則）</p>                                                                                                                                                                      | <p>附 則<br/>この規則は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>第 3 0 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。</p>                                                                                                                                 | <p>附 則(平成 11 年 9 月 30 日規則第 52 号)<br/>この規則は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>（1）第 7 条第 2 項若しくは第 3 項、第 8 条第 2 項、第 2 2 条第 1 項若しくは第 2 項、第 2 3 条第 1 項又は第 2 4 条の規定による命令に違反した者</p>                                                                                            | <p>附 則(平成 13 年 1 月 5 日規則第 1 号)<br/>この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>（2）第 9 条第 1 項、第 1 2 条第 1 項又は第 2 0 条の 3 第 1 項の規定に違反して特定事業を行った者</p>                                                                                                                          | <p>附 則(平成 13 年 12 月 20 日規則第 64 号)<br/>この規則は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>（3）第 2 1 条の 2 の規定に違反して第三者に特定事業を行わせた者</p>                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>第 3 1 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 0 万円以下の罰金に処する。</p>                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

- (1) 第9条第2項、第12条第8項、第14条又は第20条の3第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第15条第1項又は第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第15条第3項、第16条第1項若しくは第2項又は第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第25条第2項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった者
- (5) 第27条第1項の規定による立入検査若しくは土砂等の無償での収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
- (1) 第12条第11項若しくは第12項、第13条の2、第19条第3項、第20条第3項、第20条の2第3項又は第21条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第18条第1項の規定に違反した者
- (3) 第25条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった者
- (両罰規定)
- 第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(平成9年規則第63号で平成10年1月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の残土等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第5条第1項の規定による許可を受けて事業を行っている者は、第9条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して6月間(当該事業が小規模埋立て等である場合にあっては、3月間)は、なお従前の例により当該事業を行うことができる。その者がその期間内に当該事業の区域について第9条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。
- 3 この条例の施行の際現に発せられている改正前の条例第7条の規定による命令は、なお効力を有する。前項の

附 則(平成15年9月30日規則第69号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定(「簡易保険福祉事業団」を「日本郵政公社」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第19条の規定により発行されている証明書は、改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第19条の規定により発行されたものとみなす。
- 3 改正後の規則別表第1の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成9年千葉市条例第36号。以下「条例」という。)第9条の許可(条例第12条第1項の許可を含む。以下「既許可」という。)を受けている者が施行日前に条例第14条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日から平成15年12月31日までの間に当該既許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとするについて、施行日以後に条例第14条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の規則別表第1の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったとき(施行日前に、同条第1号若しくは第4号の規定による承認又は同条第2号の規定による証明があったときを含む。)における当該届出に係る土砂等についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前3項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第16条第2項、条例第19条第5項、条例第20条第4項及び条例第20条の2第4項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第1の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>期間経過の際現に同項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の条例第 7 条の規定により発せられている命令についても、同様とする。</p> <p>4 この条例の施行前にした行為、附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる事業に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>5 第 6 条第 1 項の規定により規則を定めようとする場合については、市長は、この条例の施行の日前においても千葉市環境審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>(千葉市手数料条例の一部改正)</p> <p>6 千葉市手数料条例(昭和 22 年千葉市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔次のよう〕略</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>附 則(平成 17 年 3 月 7 日規則第 9 号)抄</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>附 則(平成 13 年 3 月 19 日条例第 13 号)</p> <p>この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 25 号)抄</p> <p>この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>附 則(平成 15 年 6 月 24 日条例第 36 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第 9 条又は第 12 条第 1 項の規定による許可(以下「既許可」という。)を受けている者は、それぞれこの条例による改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 9 条又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けた者とみなす。</p> <p>3 改正後の条例第 13 条の 2 の規定は、この条例の施行の際現に既許可を受けている者で当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しているものについては、適用しない。</p> <p>4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の条例第 21 条第 1 項の規定により既許可を受けた者の地位を承継した者であって同条第 2 項の規定による届出をしていないものについては、改正後の条例第 20 条の 3 及び第 21 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>5 改正後の条例第 4 章の 2 の規定は、施行日前にされた既許可に係る特定事業については、適用しない。</p> <p>(千葉市環境関係手数料条例の一部改正)</p> <p>6 千葉市環境関係手数料条例(平成 12 年千葉市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔次のよう〕略</p> | <p>附 則(平成 18 年 1 月 12 日規則第 2 号)抄</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 35 号)抄</p> <p>この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 19 年 2 月 26 日規則第 13 号)</p> <p>この規則は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 33 号)抄</p> <p>この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 22 年 9 月 8 日規則第 57 号)</p> <p>1 この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第 19 条の規定により発行されている証明書は、この規則による改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第 19 条の規定により発行されたものとみなす。</p> <p>附 則(平成 23 年 8 月 16 日規則第 49 号)</p> <p>この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。ただし、「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める部分は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 23 号)</p> <p>この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 26 年 1 月 10 日規則第 2 号)</p> <p>この規則は、平成 26 年 1 月 11 日から施行する。</p> |
| <p>附 則(平成 17 年 7 月 14 日条例第 37 号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>附 則(平成 27 年 3 月 27 日規則第 10 号)</p> <p>この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

附 則(平成 22 年 9 月 8 日条例第 89 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 10 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第 10 条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第 9 条の規定による許可(以下「旧許可」という。)を受けている者は、この条例による改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「新条例」という。)第 9 条の規定にかかわらず、当該旧許可の期間が満了するまでの間は、なお従前の例により当該旧許可に係る旧条例第 2 条第 2 号の特定事業(以下「旧特定事業」という。)を行うことができる。施行日以後に前項の規定による旧許可を受けて旧特定事業を行う者についても、同様とする。

4 施行日前に受けた旧許可の処分(次項に規定する旧許可の処分を除く。)に係る変更の許可の処分、当該旧許可に係る旧特定事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは分割(次項において「相続等」という。)による当該旧許可に係る旧特定事業の全部の承継については、なお従前の例による。

5 施行日前に受けた旧許可の処分であって、新条例の規定の適用があるとするならば新条例第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる事業に該当するものに係る当該旧許可の内容の変更(旧条例第 12 条の規定による変更の許可を要するものに限る。)、当該旧許可に係る旧特定事業の全部の譲受け又は相続等による当該旧許可に係る旧特定事業の全部の承継については、前項の規定にかかわらず、当該旧許可を受けている者が新条例第 9 条第 2 項の規定による届出をしたものとみなして、新条例第 12 条、第 20 条の 3 又は第 21 条の規定を適用する。

6 この条例の施行の際現に発せられている旧条例第 7 条第 2 項及び第 3 項、第 22 条第 1 項及び第 2 項、第 23 条第 1 項、第 24 条並びに第 25 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定による命令は、なお効力を有する。

7 施行日前にした行為、附則第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる旧特定事業に係る施行日以後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際現に土砂等の埋立て等(新条例第 2 条第 2 号の特定事業に該当するものを除く。以下この項において同じ。)又は旧条例第 9 条各号のいずれかに該当

る。

(1)第 4 条第 2 項第 2 号、第 17 条の 3 第 2 項第 2 号、第 18 号の 2 第 2 項第 2 号並びに別表第 4 第 13 及び第 17 号の改正規定 公布の日

(2)別表第 4 第 1 9 号の改正規定 平成 27 年 5 月 29 日

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 26 号)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成 29 年 3 月 22 日規則第 7 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 並びに様式第 5 号及び様式第 16 号の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日以前になされた千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 9 年千葉市条例第 36 号。以下「条例」という。)第 9 条第 1 項、第 12 条第 1 項又は第 20 条の 3 第 1 項の規定による許可の申請に係る手続については、この規則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

3 この規則による改正後の別表第 1 の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、同日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。

4 平成 29 年 4 月 1 日において現に条例第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けている者が同日前に条例第 14 条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)についてのこの規則による改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成 29 年 4 月 1 日において現に条例第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けている者が同日から平成 29 年 6 月 30 日までの間に当該許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとするについて、平成 29 年 4 月 1 日以後に条例第 14 条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の別表第 1 の規定による安全基準に適合していることについて同日前に同条の規定による証明があったとき(同日前に同条第 1 号若しくは第 4 号の規定による承認又は同条第 2 号の規定による証明があったときを含む。)における当該届出に係る土砂等についての改正後の別表第 1 の規定の適用については、附則第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 平成 29 年 4 月 1 日において現に条例第 9 条第 1 項又は

する旧特定事業を行っている者は、なお従前の例により当該土砂等の埋立て等又は当該旧条例第9条各号のいずれかに該当する旧特定事業を行うことができる。

- 9 この条例の施行の際現に新条例第2条第2号の特定事業に該当する事業(旧条例第2条第2号の特定事業に該当するものを除く。以下この項において同じ。)を行っている者は、施行日から3年間(特定事業に該当する事業が新条例第10条第2項に規定する一時的積特定事業に該当する事業である場合にあっては、5年間)は、なお従前の例により当該特定事業に該当する事業を行うことができる。

(準備行為)

- 10 施行日以後に着手する新条例第2条第2号に掲げる特定事業に係る新条例第9条の規定による許可及び届出、新条例第9条の2の規定による説明及び同意、新条例第10条の規定による特定事業の許可の申請及び届出書の提出並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例第9条から第13条までの規定の例により行うことができる。

附 則(平成24年3月21日条例第19号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(次項において「新条例」という。)第9条の3の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後になされる許可(第9条第1項の許可、第12条第1項の変更の許可及び第20条の3第1項の許可をいう。以下この項及び次項において同じ。)の申請について適用し、施行日前になされる許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に許可を受けようとする者が施行日前に新条例第9条の3第1項に規定する説明会に相当する説明会を開催し、又は同条第2項後段に規定する周知に相当する周知を行った場合には、それぞれ同条第1項に規定する説明会を開催し、又は同条第2項後段に規定する周知を行ったものとみなす。

第12条第1項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る特定事業の区域内において、前3項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第16条第2項、条例第19条第5項、条例第20条第4項及び条例第20条の2第4項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の別表第1の規定の適用については、附則第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 7 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(平成31年3月26日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第3条第1項第1号の改正規定は公布の日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 3 施行日において現に千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成9年千葉市条例第36号。以下「条例」という。)第9条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けている者が施行日前に条例第14条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)についての千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(次項及び第5項において「規則」という。)別表第1の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日において現に条例第9条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けている者が施行日から平成31年6月30日までの間に当該許可に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとするものについて、施行日以後に条例第14条の規定による届出を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が第1条の規定による改正前の別表第1の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったとき(施行日前に同条第1号若しくは第4号の規定による承認又は同条第2号の規定による証明があったときを含む。)における当該届出に係る土砂等についての規則別表第1の規定の適用については、附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 施行日において現に条例第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による許可を受けている者の当該許可に係る特定事業の区域内において、前 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第 16 条第 2 項、第 19 条第 5 項、第 20 条第 4 項及び第 20 条の 2 第 4 項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての規則別表第 1 の規定の適用については、附則第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(令和 3 年 3 月 2 日規則第 5 号)  
(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第 1 の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等に係る新規則第 2 条第 2 項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断について適用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用される土砂等に係る新規則第 2 条第 2 項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。ただし、次項から第 5 項までの規定の適用を受ける者については、この限りでない。
- 3 施行日において現に千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 9 年千葉市条例第 36 号。以下「条例」という。)第 9 条第 1 項の許可(条例第 12 条及び第 30 条の 3 第 1 項の許可を含む。次項及び第 5 項において同じ。)を受けている者又は条例第 9 条第 2 項の規定による届出(条例第 12 条第 8 項及び第 20 条の 3 第 4 項の届出を含む。次項及び第 5 項において同じ。)をした者(条例第 10 条の 2 第 3 項の規定により特定事業を行うことができない者を除く。次項及び第 5 項において同じ。)が施行日前に当該許可又は届出に係る条例第 14 条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)に係る新規則第 2 条第 2 項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。
- 4 施行日において現に条例第 9 条第 1 項の許可を受けている者又は同条第 2 項の規定による届出をした者が施行日から令和 3 年 6 月 30 日までの間に当該許可又は届出に係る特定事業の区域に土砂等を搬入しようとするについて、施行日以後に条例第 14 条の規定による届出(以下この項において「搬入の届出」という。)を行う場合で

あつて、施行日前に作成されたこの規則による改正前の千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第10条第3項に規定する搬入しようとする土砂等に係る試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書が添付されたとき(施行日前に条例第14条第1号の規定により当該土砂等が、発生し、又は採取された土砂等である場合であつて、安全基準に適合していることについて市長の承認を受けたものであるとき若しくは同条第4号の規定により当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合又は旧規則第10条第5項に規定する土砂等売渡・譲渡証明書が添付されたときを含む。)における当該搬入の届出に係る土砂等に係る新規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。

2 施行日において現に条例第9条第1項の許可を受けた者又は同条第2項の規定による届出をした者の当該許可又は届出に係る特定事業の区域内において、前3項の規定によりなお従前の例によることとされる旧規則第2条第2項の規定による安全基準に適合している土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第16条第2項、第19条第5項、第20条第4項及び第20条の2第4項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等に係る新規則第2条第2項の規定による安全基準に適合しているかどうかの判断については、なお従前の例による。

6 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則(令和7年5月23日規則第31号)

1 この規則は、令和7年5月26日から施行する。

2 この規則の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文(改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による許可を受けている者に係るこの規則による改正後の別表第4第8号の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第2条）

| 項 目                         | 基 準 値                                                                                  |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| カドミウム                       | 検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下                                                                 |
| 全シアン                        | 検液中に検出されないこと。                                                                          |
| 有機 <sup>リン</sup> 燐          | 検液中に検出されないこと。                                                                          |
| 鉛                           | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下                                                                  |
| 六価クロム                       | 検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下                                                                  |
| 砒 <sup>ひ</sup> 素            | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満 |
| 総水銀                         | 検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下                                                                |
| アルキル水銀                      | 検液中に検出されないこと。                                                                          |
| ポリ塩化ビフェニル                   | 検液中に検出されないこと。                                                                          |
| 銅                           | 埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満                         |
| ジクロロメタン                     | 検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下                                                                  |
| 四塩化炭素                       | 検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下                                                                 |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下                                                                 |
| 1，2－ジクロロエタン                 | 検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下                                                                 |
| 1，1－ジクロロエチレン                | 検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下                                                                   |
| 1，2－ジクロロエチレン                | 検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下                                                                  |
| 1，1，1－トリクロロエタン              | 検液1リットルにつき1ミリグラム以下                                                                     |
| 1，1，2－トリクロロエタン              | 検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下                                                                 |
| トリクロロエチレン                   | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下                                                                  |
| テトラクロロエチレン                  | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下                                                                  |
| 1，3－ジクロロプロペン                | 検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下                                                                 |
| チウラム                        | 検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下                                                                 |
| シマジン                        | 検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下                                                                 |
| チオベンカルブ                     | 検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下                                                                  |
| ベンゼン                        | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下                                                                  |
| セレン                         | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下                                                                  |
| ふっ素                         | 検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下                                                                   |
| ほう素                         | 検液1リットルにつき1ミリグラム以下                                                                     |
| 1，4－ジオキサン                   | 検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下                                                                  |

## 備 考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、土壤の汚染に係る環境基準について別表測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機<sup>リン</sup>燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 1，2－ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K 0 1 2 5 5. 1、5. 2又は5. 3. 2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K 0 1 2 5 5. 1、5. 2又

は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

- 5 市長が定める区域内において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、市長が適当と認めるときの砒素、ふっ素及びほう素（これらが事業活動その他の人の活動に伴って生じた土壤の汚染に係るものである場合を除く。）に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液1リットルにつき0.03ミリグラム、2.4ミリグラム及び3ミリグラムとする。

別表第2（第5条第1項）

- （1）特定事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- （2）著しく傾斜をしている土地において特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- （3）埋立て等の高さ（特定事業区域とこれに隣接する土地の境界の現況地盤の最高地点（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と特定事業により生じたのり面の最上部の高低差をいう。）は、原則として2.5メートル以内であること。
- （4）のり面の高さ（のり面の最下部（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）は、原則として10メートル以内であること。ただし、土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算により安全が確かめられた埋立て等の高さとすることができる。
- （5）埋立て等ののり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。ただし、土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算により安全が確かめられたのり面のこう配とすることができる。
- （6）擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条までの規定に適合すること。
- （7）のり面の高さが5メートル以上になる場合にあっては、のり面の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の小段を設け、必要に応じ、当該小段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- （8）特定事業の完了後の地盤にゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられていること。
- （9）のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- （10）特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- （11）特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、災害時に備え、十分な保安地帯が設けられていること。
- （12）排水施設については、特定事業区域とその周辺の土地の地形、地盤、地質、土地利用計画等を勘案して集水区域を定め、必要に応じ設置すること。
- （13）特定事業により特定事業場の隣接地に雨水等が滞水するおそれのある場合は、これを防止するため雨水等を支障なく流下させる措置が講じられていること。

別表第3（第5条第2項）

- （1）特定事業場の隣接地と特定事業区域との間には、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 0.3ヘクタール未満           | 2メートル以上  |
| 0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満 | 4メートル以上  |
| 0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満   | 6メートル以上  |
| 1ヘクタール以上3ヘクタール未満     | 10メートル以上 |
| 3ヘクタール以上5ヘクタール未満     | 14メートル以上 |
| 5ヘクタール以上10ヘクタール未満    | 18メートル以上 |
| 10ヘクタール以上15ヘクタール未満   | 24メートル以上 |
| 15ヘクタール以上20ヘクタール未満   | 27メートル以上 |
| 20ヘクタール以上            | 30メートル以上 |

- （2）土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が2.5メートル以下であること。
- （3）土砂等のたい積ののり面のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上のこう配であること。
- （4）土砂等が飛散するおそれのあるものについては、散水等必要な措置が講じられていること。

別表第4（第3条の2）

- （1）土地改良法に基づく土地改良事業
- （2）港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- （3）森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- （4）道路法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- （5）土地区画整理法に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- （6）都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- （7）海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- （8）宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条の規定による許可を要する宅地造成等
- （9）河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- （10）都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- （11）都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- （12）急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- （13）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する開発行為
- （14）都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
- （15）生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区

内における許可を要する行為

- (16) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 5 0 年法律第 6 7 号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第 7 条第 1 項及び第 6 7 条第 1 項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- (17) 千葉県立自然公園条例（昭和 3 5 年千葉県条例第 1 5 号）第 1 9 条第 1 項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- (18) 千葉県港湾管理条例（昭和 5 1 年千葉県条例第 4 5 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為
- (19) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 9 条第 7 項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為

別表第5 （規則第15条第3項）

| 特定事業       | 一時たい積特定事業                                                      |
|------------|----------------------------------------------------------------|
| 視認できる木杭で表示 | 材質は松の丸太、末口9センチメートル以上、高さは地表面1メートル以上とし、先端は赤ペンキで10センチメートル以上塗布の上表示 |

## 千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉市条例第36号。以下「条例」という。）第9条第1項、条例第12条第1項又は条例第20条の3第1項の規定による許可に際し、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成9年千葉市規則第64号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づく協議（以下「事前協議」という。）の実施及びその指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の定めるところによる他、次に定めるところによる。

(1) 関係地域住民 条例第9条の3に規定される周辺住民の他、次のア及びイに該当する者をいう。

ア 周辺住民が属する自治会の代表者

イ 特定事業場の搬入道路（国道、県道、市道及び法定外公共道路を除く。）の道路端からおおむね30メートル以内の地域に住所を有する者

(特定事業予定者の責務)

第3条 事前協議を行おうとする者（以下「特定事業予定者」という。）は、条例、規則その他関係法令で定める諸規制のほかこの要綱を遵守するとともに、苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

(事前協議)

第4条 条例第9条第1項の許可の申請をしようとする特定事業予定者は、特定事業許可事前協議書（様式第1号）を、条例第12条第1項の許可の申請をしようとする特定事業予定者は、特定事業変更許可事前協議書（様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。

2 前項の協議書に添付する書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。ただし、条例第12条第1項の許可に係る事前協議の場合にあっては、変更に係る書類及び図面とする。

(1) 住民票の写し（事業者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）及び当該事前協議書に押印した印鑑登録証明書

(2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図（両図とも縮尺2,500分の1程度）

(3) 土砂等の搬入（搬出）経路図（縮尺2,500分の1程度）

(4) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。ただし、一時たい積特定事業にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。）（縮尺250分の1～500分の1程度）

(5) 現場事務所（土砂等の搬入（一時たい積特定事業である場合にあっては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。）その他特定事業に供する施設の設置計画図（縮尺250分の1～500分の1程度）

(6) 特定事業に係る現場責任者の氏名及び職名

(7) 特定事業に係る現場責任者であることを証する書面

(8) 特定事業に係る現場責任者の住民票の写し及び本人の写真

(9) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに規則第4条第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第4号）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第5号）。

ただし、一時たい積特定事業で特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図（縮尺20分の1～50分の1程度）

(10) 特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置（図面にあっては、縮尺500分の1程度）。ただし、一時たい積特定事業にあっては、施設の構造図（縮尺20分の1程度）

(11) 排水施設を設置する場合にあっては、集水区域を示す図面（縮尺2,500分の1程度）、排水計画図（縮尺500分の1程度）、構造図（縮尺20分の1～50分の1程度）及び第7条の規定による計算書

- (12) 一時たい積特定事業である場合にあっては、特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに区分するために必要な措置（図面にあっては、縮尺20分の1～50分の1程度）
  - (13) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算を記載した書面
  - (14) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図、背面図（両図とも縮尺20分の1～50分の1程度）及び構造計算書
  - (15) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置（図面にあっては、縮尺20分の1～50分の1程度）
  - (16) 特定事業場及び特定事業区域の土地の実測図（縮尺250分の1程度）
  - (17) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書（一時たい積特定事業にあっては、たい積が最大になった場合のたい積土砂等の量の計算書）
  - (18) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
  - (19) 特定事業区域の土地の公図の写し
  - (20) 特定事業場の土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し
  - (21) 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合にあっては、規則第3条の4第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書（様式第2号の2）若しくは特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（様式第2号の3）若しくは規則第3条の4第2項に規定する特定事業区域内（小規模）土地使用同意書（様式第2号の4）若しくは特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書（様式第2号の5）及びこれらの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は特定事業区域内の土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
  - (22) 特定事業区域内の土地につき特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業区域内施工同意書（様式第2号の7）及びこの書面に押印した者の印鑑登録証明書又は特定事業施工承諾書
  - (23) 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地が自己所有でない場合にあっては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書（様式第2号の6）及びこの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
  - (24) 特定事業場の隣接土地所有者（隣接する土地が農地の場合は、耕作者を含む。）の同意書  
ただし、市長が認める場合にあっては、この限りでない。
  - (25) 第5条に規定する説明会の開催に関する計画書
  - (26) 前号の計画書は、特定事業説明会等計画書（様式第11号）とする。
  - (27) その他市長が必要と認める書類及び図面
- 3 事前協議に係る特定事業が小規模埋立て等である場合にあっては、前項第9号、第10号、第12号及び第15号の規定は、適用しない。
- （譲受けに係る事前協議）
- 第4条の2 条例第20条の3第1項の許可の申請をしようとする特定事業予定者は、特定事業譲受け許可事前協議書（様式第1号の3）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の協議書に添付する書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 住民票の写し（事業者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）及び当該事前協議書に押印した印鑑登録証明書
  - (2) 譲り受けをすることを示す書面
  - (3) 特定事業場の位置図及び付近の見取図（両図ともに縮尺2,500分の1程度）
  - (4) 特定事業許可決定通知書、特定事業変更許可決定通知書又は特定事業譲受け許可決定通知書の写し
  - (5) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
  - (6) 特定事業場の土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し
  - (7) 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合にあっては、規則第3条の4第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書若しくは特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書若

しくは規則第3条の4第2項に規定する特定事業区域内（小規模）土地使用同意書若しくは特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書及びこれらの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は特定事業区域の土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）

- (8) 特定事業区域の土地につき特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業区域内施工同意書及びこの書面に押印した印鑑登録証明書又は特定事業施工承諾書
- (9) 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地が自己所有でない場合にあっては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書及びこの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (10) 特定事業場の隣接土地所有者（隣接する土地が農地の場合は、耕作者を含む。）の同意書
- (11) 特定事業に係る現場責任者の氏名及び職名
- (12) 特定事業に係る現場責任者であることを証する書面
- (13) 特定事業に係る現場責任者の住民票の写し及び本人の写真
- (14) 第5条に規定する説明会の開催に関する計画書
- (15) 前号の計画書は、特定事業説明会等計画書（様式第11号）とする。
- (16) その他市長が必要と認める書類及び図面

第5条 特定事業予定者は、関係地域住民に対し、自らの責任において説明会を開催し、条例第9条の3に規定する周知事項について説明を行うものとする。

- 2 特定事業予定者は、説明会を開催するにあたっては、その場所、日程、事業計画の概要等について、あらかじめ、関係地域住民に周知を図るものとする。
- 3 特定事業予定者は、説明会を開催した結果、当該事業の関係地域住民の代表者から、特定事業の実施に伴う当該地域の環境保全に係る遵守事項について協定の締結の申し出があった場合は、協定の締結に努めるものとする。ただし、協定の内容は、不適正な要望を含むものであってはならない。
- 4 特定事業予定者は、その責めに帰することのできない事由で第1項の説明会を開催することができない場合は、その事業計画を記載した文書を配布する等の方法により、周知に努めるものとする。
- 5 特定事業予定者は、関係地域住民特定事業説明会等実施状況報告書（様式第10号）を、事前協議終了までに、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。
  - (1) 第2項に規定する説明会の開催案内書又は周知書
  - (2) 関係地域住民の出席状況（対象者数及び出席者数を示すもの）
  - (3) 説明会における配布資料
  - (4) 関係地域住民、近隣の住民その他特定事業について利害関係を有する者からの要望があった場合には、要望書等の写し又はそれに対する回答書の写し
  - (5) 協定を締結した場合にあっては、協定書の写し
  - (6) 前項に基づき、文書の配布等により周知した場合は、その文書
- 6 市長は、前項の規定に基づいて提出された、特定事業説明会等実施状況報告書の内容から勘案し、十分説明がなされていないと判断するときは、特定事業予定者に対し、再度説明会の開催又は印刷物の配布等を指示できる。
- 7 第1項から第5項までの規定は、前項の指示に基づく説明会に準用する。

（排水対策）

第6条 規則別表第2第12号に規定する排水施設は、別表に定める計算式により算定されたものでなければならない。

（土地所有者の承諾書等）

第7条 第4条第2項第21号及び第4条の2第2項第7号に規定する承諾書は、土地使用承諾書（様式第2号）とする。

2 第4条第2項第22号及び第4条の2第2項第8号に規定する特定事業施工承諾書は、特定事業施工承諾書（様式第2号の2）とする。

3 第4条第2項第23号及び第4条の2第2項第9号に規定する土地所有者の承諾書は、土地利用承諾書（様式第2号の3）とする。

4 第4条第2項第24号及び第4条の2第2項第10号に規定する同意書は、特定事業隣接同意書（様式第3号）とする。

（現地調査）

第8条 環境局資源循環部産業廃棄物指導課長（以下「産業廃棄物指導課長」という。）は、第4条第1項に規定する協議書（第4条の2第1項及び第14条に規定する協議書を含む。以下同じ。）を受理したときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

（協議会の審査）

第9条 産業廃棄物指導課長は、協議書を受理したときは、特定事業の計画について千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（昭和63年4月1日施行）第6条に規定する千葉市廃棄物処理施設設置等協議会（以下「協議会」という。）の審査に付するものとする。

2 協議会は、特定事業の計画の審査のため必要と認める場合は、特定事業予定者又は特定事業場に係る土地所有者に対し説明を求めることができる。

（計画の審査指示等）

第10条 市長は、協議会の審査結果に基づき、特定事業予定者に対し、特定事業を行うにあたっての留意事項又は計画変更の指示を審査指示書（様式第4号）により通知し指導するものとする。

2 前項の審査指示書の通知を受けた特定事業予定者は、特定事業の計画を審査指示事項に適合させるための関係行政機関、地域住民等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

（審査指示の回答等）

第11条 前条第1項の審査指示書の通知を受けた特定事業予定者は、その内容を十分検討し、特定事業の計画が審査指示事項に適合する見込みがないと判断したときは、特定事業（変更・譲受け）許可事前協議取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前条第1項の審査指示書の通知を受けた特定事業予定者は、特定事業の計画が審査指示事項に適合するに至ったときは、その旨を審査指示事項調整済回答書（様式第6号。以下「回答書」という。）を市長に提出しなければならない。

（関係機関等への照会等）

第12条 市長は、前条第2項の回答書を受理したときは、その内容について関係行政機関等に照会し、確認するものとする。

2 前項に規定する場合において、産業廃棄物指導課長は、回答書の内容を関係各課に照会し、確認するものとする。

（事前協議済書の通知等）

第13条 市長は、前条の規定による確認の結果、回答書の内容が審査指示事項に適合すると認められる場合は、特定事業（変更・譲受け）許可事前協議済書（様式第7号）により、特定事業予定者に事前協議が終了した旨を通知するものとする。

2 産業廃棄物指導課長は、前項の規定による通知後、速やかに、関係各課に対し事前協議が終了した旨を通知するものとする。

（事前協議の変更）

第14条 特定事業予定者は、市長に提出した協議書の内容に変更があった場合は、変更に係る図書類を添付した特定事業（変更・譲受け）許可事前協議変更協議書（様式第8号）を市長に提出し、協議しなければならない。ただし、規則第8条第1項各号に掲げる軽微な変更にあつては、特定事業（変更・譲受け）許可事前協議変更届出書（様式第9号）によるものとする。

（事前協議申請の取下げ）

第15条 市長は、第10条第1項の規定による審査指示書の通知の日の翌日から起算して1年を経過した日において第11条第2項に規定する回答書が提出されていない場合にあっては、当該事前協議書は、取り下げられたものとみなす。ただし、特定事業の計画を審査指示事項に適合させるため、やむを得ないと市長が認める場合にあっては、この限りでない。

（許可の申請）

第16条 特定事業予定者は、条例第10条第1項若しくは第2項、条例第12条第3項又は条例第20条の3第2項の規定による特定事業の許可申請を、第13条第1項の特定事業（変更・譲受け）許可事前協議済書の通知を受けた後に行うものとする。

2 前項の特定事業（変更・譲受け）許可事前協議済書の有効期間は、第13条第1項の通知した日の

翌日から起算して1年が経過する日までの期間とする。ただし、やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(提出書類)

第17条 この要綱の規定により市長に提出する書類及び図面の提出部数は、産業廃棄物指導課長の指示する部数とする。

(委任)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に残土等による土地の埋立て、盛土及びたい積に関する指導要綱（昭和63年4月1日施行）に基づきなされた事前協議の手続き、その他の行為は、この要綱の相当規定により行われたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱に基づきなされた事前協議の手続き、その他の行為は、この改正後の要綱の相当規定により行われたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

別表（第7条）

(1) 雨水流出量の算定

$$Q = 1/360 \times C \times I \times A$$

Q：最大計画雨水流出量（ $\text{m}^3/\text{sec}$ ）

C：流出係数

I：流達時間 t 分内の平均降雨強度（ $\text{mm}/\text{h}$ ）

A：排水面積（ $\text{ha}$ ）

※ I = 5年確率の降雨強度とする。

(2) 断面等の決定

$$Q = A \times V$$

Q：流量（ $\text{m}^3/\text{sec}$ ）

A：流水の断面積（ $\text{m}^2$ ）

V：平均流速（ $\text{m}/\text{sec}$ ）

$$\text{なお、} V = 1/n \times R^{2/3} \times i^{1/2}$$

i：勾配

n：粗度係数

R：径深（ $A/P$ ）

P：流水の潤辺長（ $\text{m}$ ）

〈参考〉

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1

|                                                   |                                                         |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 第1種建設発生土<br>(砂、礫及びこれらに準じるものをいう。)                  | 工作物の埋め戻し材料<br>土木構造物の裏込材<br>道路盛土材料<br>宅地造成用材料            |
| 第2種建設発生土<br>(砂質土、礫質土及びこれらに準じるものをいう。)              | 土木構造物の裏込材<br>道路盛土材料<br>河川築堤材料<br>宅地造成用材料                |
| 第3種建設発生土<br>(通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準じるものをいう。)       | 土木構造物の裏込材<br>道路路体用盛土材料<br>河川築堤材料<br>宅地造成用材料<br>水面埋立て用材料 |
| 第4種建設発生土<br>(粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く。)<br>をいう。) | 水面埋立て用材料                                                |

《主な関係課(機関)》

| No | 課(機関)名            | 所在            |
|----|-------------------|---------------|
| 1  | 環境保全課             | 新庁舎高層棟7F      |
| 2  | 脱炭素推進課            | 新庁舎高層棟7F      |
| 3  | 環境規制課             | 新庁舎高層棟7F      |
| 4  | 農政課               | 新庁舎高層棟7F      |
| 5  | 農政センター農業経営支援課     | 若葉区野呂町7-14-3  |
| 6  | 農地活用推進課(農業委員会事務局) | 新庁舎高層棟7F      |
| 7  | 都市計画課             | 新庁舎低層棟4F      |
| 8  | 宅地課               | 新庁舎低層棟4F      |
| 9  | 建築指導課             | 新庁舎低層棟4F      |
| 10 | 建築情報相談課           | 新庁舎低層棟4F      |
| 11 | 緑政課               | 新庁舎高層棟4F      |
| 12 | 土木管理課             | 新庁舎低層棟3F      |
| 13 | 中央・美浜土木事務所 管理課    | 中央区都町2-6-9    |
|    | 花見川・稲毛土木事務所 管理課   | 稲毛区宮野木町4-54-1 |
|    | 若葉土木事務所 管理課       | 若葉区金親町2-44-6  |
|    | 緑土木事務所 管理課        | 緑区誉田町1-259-1  |
| 14 | 路政課               | 新庁舎低層棟3F      |
| 15 | 下水道営業課            | 新庁舎低層棟3F      |
| 16 | 下水道維持課            | 新庁舎低層棟3F      |
| 17 | 総合治水課             | 新庁舎低層棟3F      |
| 18 | 消防局予防課            | 中央区長洲1-2-1    |
| 19 | 学事課               | 新庁舎高層棟10F     |
| 20 | 文化財課              | 新庁舎高層棟7F      |
| 21 | 千葉市水道局水道事業事務所     | 緑区平川町2-210    |

別 紙

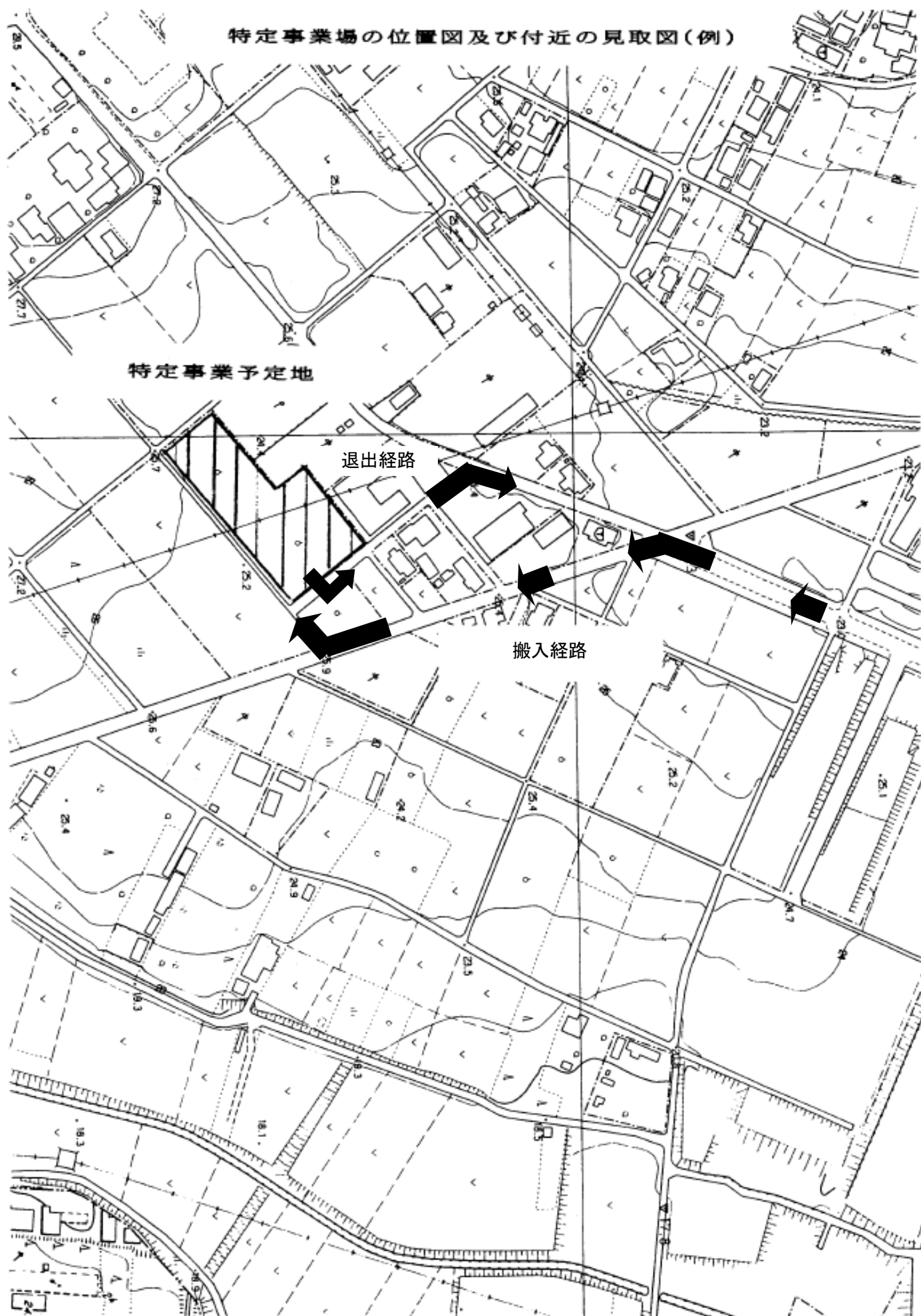
審査指示事項調整済回答書別紙内容作成例

| N0 | 課 名                          | 回 答                                                                                                                                        |
|----|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 環境規制課<br>H27. 4. 1<br>〇〇氏と協議 | (1) 作業開始の 7 日前までに特定建設作業の届出を提出します。<br>(2) 作業中は、騒音・振動及び粉じん等の発生に十分注意します。また、悪臭を伴う残土は搬入いたしません。<br>(3) 埋立て等に伴い苦情が発生した場合、事業者の責任において早急に対処し改善いたします。 |
| 2  | 宅地課<br>H27. 4. 1<br>□□氏と協議   | 建築物の敷地には、いたしません。                                                                                                                           |
| 3  | 文化財課<br>H27. 4. 1<br>△△氏と協議  | 「埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについて（照会）」の文書（市教育委員会教育長宛）を提出し、（平成 26 年 4 月 1 日付け）、「埋蔵文化財の取り扱いについて」協議しました。                                               |

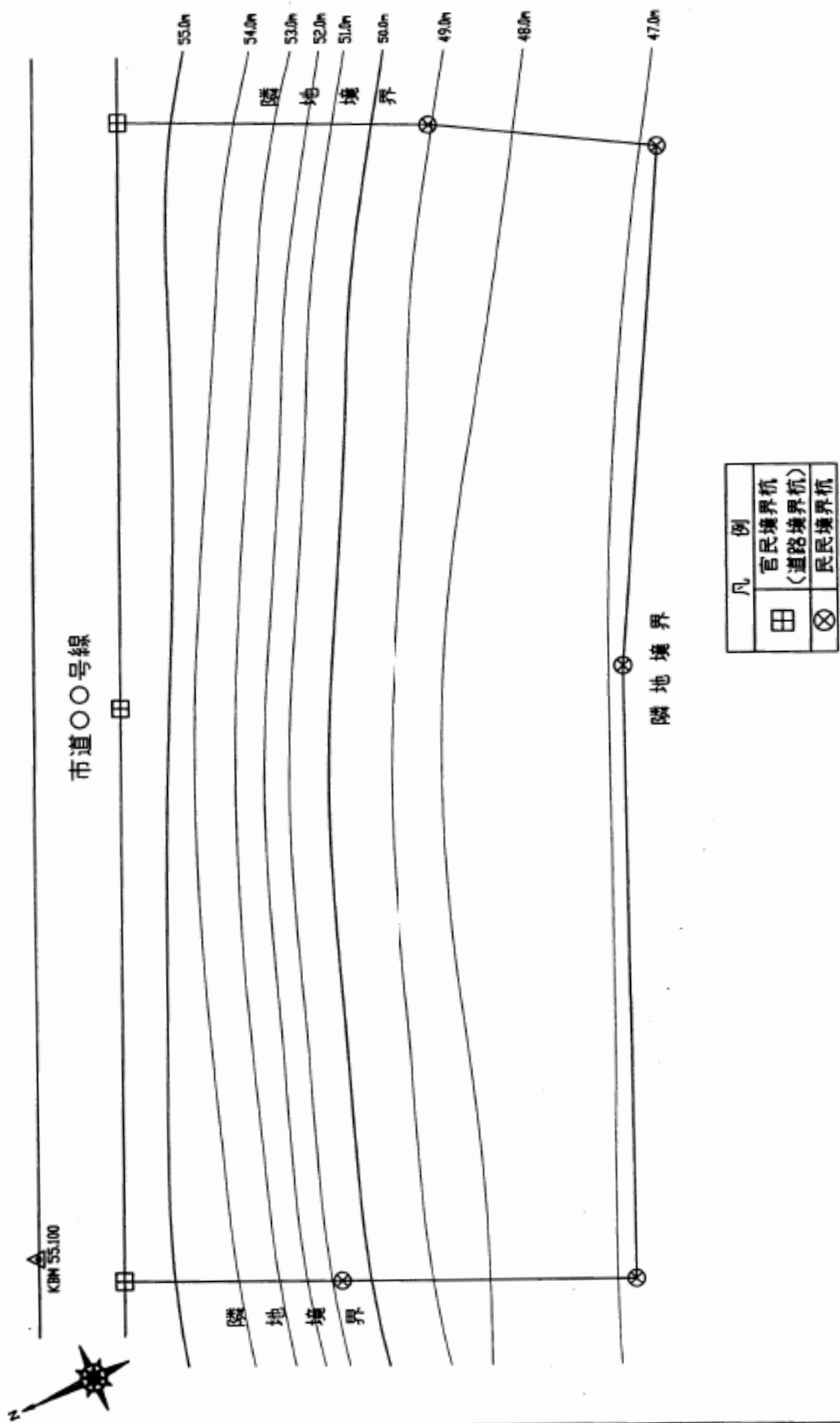
注 1 審査指示書で指示や意見のある課と協議等を行い、その結果等を回答して下さい。（主な関係課（機関）の連絡先と所在については、83 ページを参照してください。）

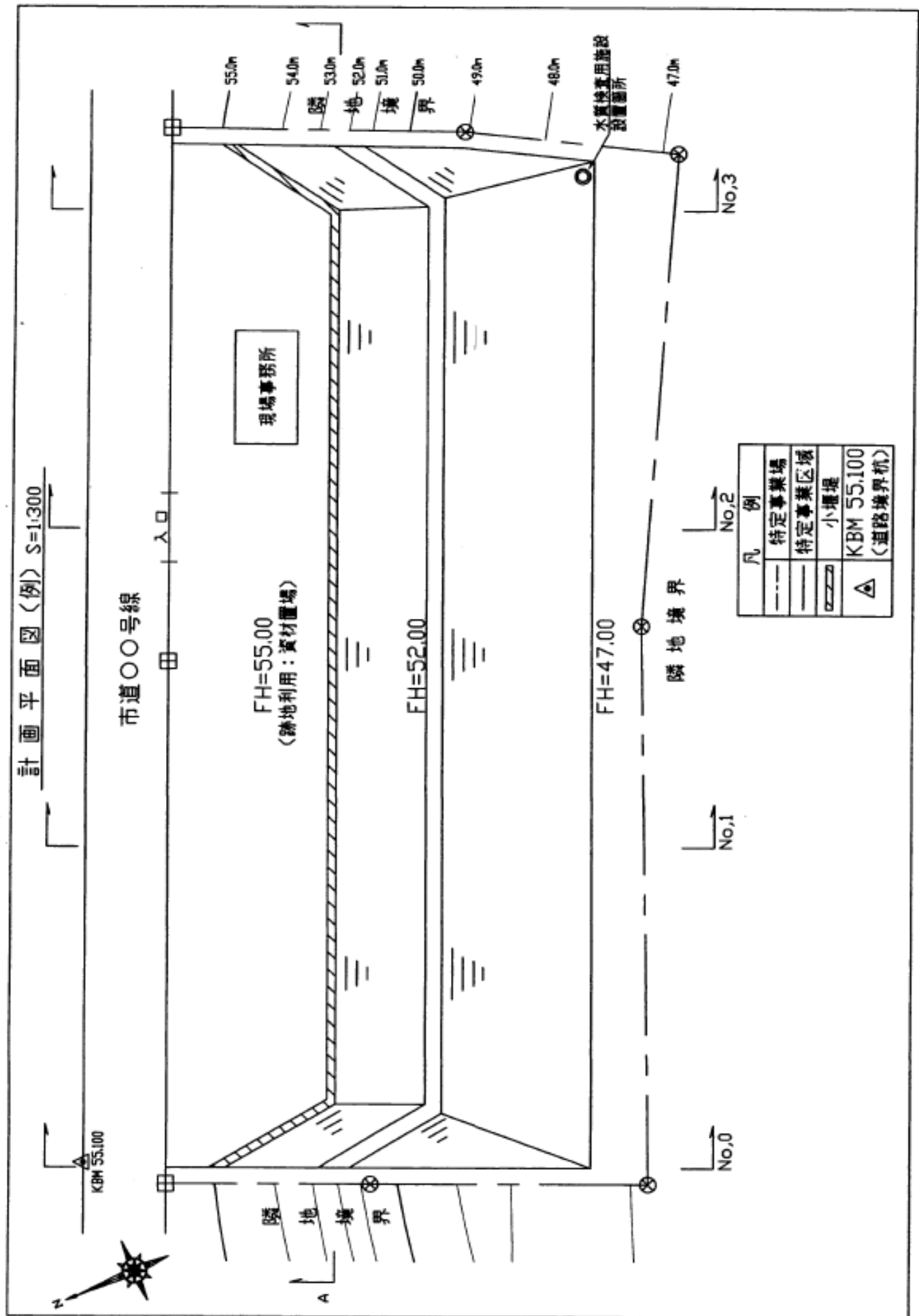
注 2 協議をした日付、担当者名を記入してください。

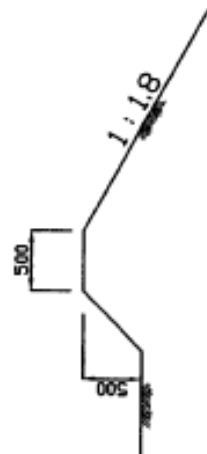
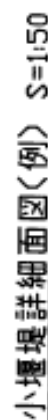
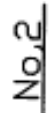
特定事業場の位置図及び付近の見取図(例)



現況平面図〈例〉 S=1:300





FH=55.00

※・のり面勾配は、垂直距離1.0mに対して  
水平距離を1.8mとする。(1:1.8)  
・のり面には全て張り芝を施工する。

計画平面図

(例)

S=1:300

FH=57.50

A断面

現場  
事務所

No.0

コンクリート舗装  
(FH=55.00)

No.1

No.2  
水質検査用施設  
設置箇所

許可標識

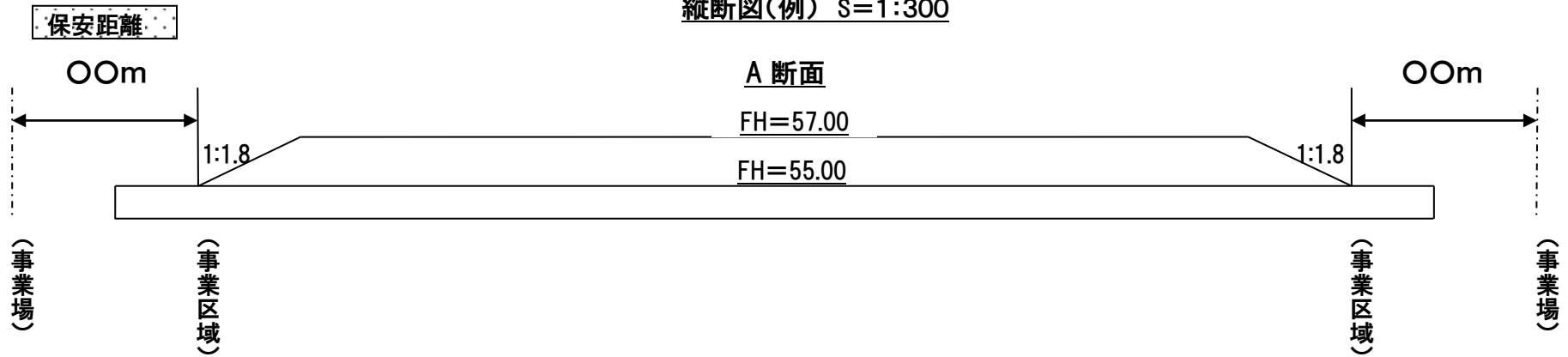
出入口

凡例

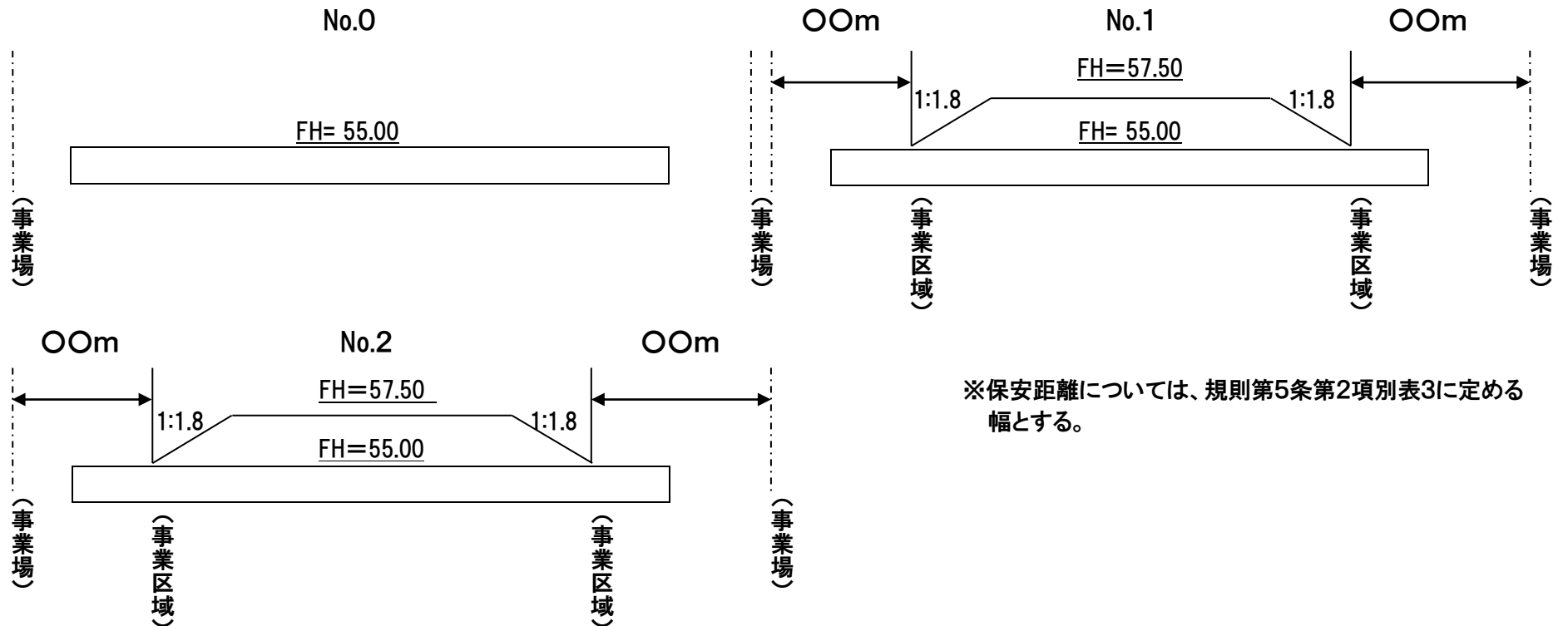
特定事業場

特定事業区域

縦断面図(例) S=1:300



横断面図(例) S=1:300



〔 記 載 例 〕

特定事業施工計画書

|      |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|
| 施工期間 | 自 | 年 | 月 | 日 |
|      | 至 | 年 | 月 | 日 |

## 1 現場組織表

### (1) 事業者名

事業者名・TEL

### (2) 現場施工体制

現場責任者・TEL  
現場施工体制表 注1)

注1) 現場代理人、重機責任者  
事務責任者等を記入

### (3) 緊急時連絡体制 (2名)

緊急時連絡者名・TEL

## 2 特定事業に使用する機械・資材

### (1) 使用機械

| 名 称     | 規格・能力      | 数 量 | 備 考 |
|---------|------------|-----|-----|
| ブルドーザー  | 15 t       | 1 台 |     |
| バックホウ   | 0.6 立方メートル | 1 台 |     |
| ダンプトラック | 10 t       | 1 台 |     |
|         |            |     |     |
|         |            |     |     |

### (2) 使用資材

| 名 称    | 規 格        | 数 量 | 備 考 |
|--------|------------|-----|-----|
| ヒューム管  | 径300mm     | 30本 |     |
| ブルーシート | 3.6×5.4m   | 20枚 |     |
| 松杭     | 径180mm 長2m | 30本 |     |
| 松板     | 高300mm 長1m | 20枚 |     |
|        |            |     |     |

## 3 施工方法

### (1) 準備工

- 1) 工事着手前に特定事業区域・特定事業場区域の確認を行います。特定事業区域を明確にするために木杭（赤ペンキを塗布）を打ちます。木杭には計画盛土高さがわかるように丁張を出します。また、木杭の場所には旗竿を立て位置がわかるようにします。（図 - 1）
- 2) 1) の作業後に特定事業区域・特定事業場区域の着工前の現況写真を撮ります。特に、上側、排水路・湧水、赤道、青道等で後日視認確認ができない部分は現況写真をとります。
- 3) 特定事業場には、現場事務所及び標識板を設置します。
- 4) 資材搬入用の搬入路を確保します。施工時には、土砂が流出しないよう注意しながら施工します。

### (2) 防災工

- 1) 土砂及び濁水の流出を防止するため、仮調整池（沈砂池）、土堰堤、防護柵を設置します。（図 - 2）
- 2) 上側から排水のための排水施設、湧水などの排水対策施設を設置します。（図 - 3）
- 3) 盛土の安定を図るために、軟弱地盤には安定処理、良質土による置換えの対策工事を行います。また、

擁壁工事も行います。なお、上記構造が設計の基準に達していることを確認します。(長さ・幅・深さ・面積・土の強度・材料の品質等)(図 - 4)

### (3) 土 工

- 1) 土砂搬入届を市に提出いたします。
- 2) 土砂は下段側から施工します。設計計画法面の丁張を設置し、設計計画法面を確保しながら、施工を行います。(図 - 5)
- 3) 現地盤に段切りを行い、盛土土砂が滑らないように施工します。(図 - 6)
- 4) 土工事の締め固めはブルドーザーで施工し、1層を30cm程度で層状に施工し、法面を確保しながら仕上げます。  
※降雨が予想される場合はブルーシート等で法面を保護し、法面の崩壊を防ぎます。
- 5) 盛土高は、当初基礎面より垂直高さ2.5m(最大)までとします。垂直高さ2.5m毎に小段(いぬばしり)を設け、その幅は1m以上とします。また、小段は排水施設を設け、法面の縦排水施設まで接続します。(図 - 7)
- 6) 法面緑化工事を行います。
- 7) 一段(高さ:2.5m)毎に確認検査を依頼します。
- 8) 日頃から搬入された土砂の量がわかるような管理台帳を現場事務所におきます。確認検査時には土砂の量が確認できるような図面を作成します。(図 - 8)
- 9) 以上の工事については、要所毎に写真撮影を行います。
- 10) 土工事については以上のことを繰り返します。
- 11) 特定事業を開始した日から6月ごとに市の職員立会の上、定期地質・水質検査を実施します。
- 12) 植樹工事を行います。
- 13) 特定事業が完了したら、完了届を市に提出します。

|                 |
|-----------------|
| 特定事業の完了検査を受けます。 |
|-----------------|

## 4 工程表

別紙工程表のとおり

別紙

工 程 表

| 工事種別       | 年 | 平成 29 年 |   |   |   |   |   |    |    |    |   | 平成 30 年 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   | 平成 31 年 |   |   |   |   |  |
|------------|---|---------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---------|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---------|---|---|---|---|--|
|            | 月 | 4       | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2       | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2       | 3 | 4 | 5 | 6 |  |
| 準備工        |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |
| 計画・準備      |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |
| 伐採・伐根      |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |
| 資材搬入路工     |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |
| 防災工        |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |
| 土砂流出防止柵工   |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |
| 沈砂池工       |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |
| 地盤改良工      |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |
| 土工         |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |
| 土砂搬入届提出    |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |
| 土砂埋立工      |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |
| 排水施設工      |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |
| 法面緑化工      |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |
| 完了届提出      |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |
| 検査         |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |
| 定期地質(水質)検査 |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |
| 完了検査(※)    |   |         |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |         |   |   |   |   |  |

※ 事業開始から6月ごとに地質・水質検査を実施

特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置

- 1 土砂等の崩落、飛散及び流出の防止について  
土砂等の搬入後、土砂等の飛散を防止するため、散水や防砂ネット等による覆いをします。
- 2 安全対策について  
施工中は、場内の立入を禁止する防護柵、看板等を設置し安全を図ります。  
また、工事関係者には、常に安全を呼びかけ、防災教育等も随時行います。